

# 第97回通常総代会議案書

- |       |                          |
|-------|--------------------------|
| 第1号議案 | 2024 年度事業報告書・決算関係書類等承認の件 |
| 第2号議案 | 2025 年度事業計画及び予算決定の件      |
| 第3号議案 | 2025-2028 中期計画決定の件       |
| 第4号議案 | 監事監査規則改正承認の件             |
| 第5号議案 | 役員報酬決定の件                 |
|       | 役員選挙の件                   |

日時 2025 年 5 月 29 日(木) 18:30～  
会場 名古屋大学東山キャンパス  
南部食堂 1 階 Mei-dining

名古屋大学消費生活協同組合



# 第97回通常総代会議案書 目次

第1号議案	2024年度事業報告書・決算関係書類等承認の件	2p
第2号議案	2025年度事業計画及び予算決定の件	38p
第3号議案	2025-2028中期計画決定の件	43p
第4号議案	監事監査規則改正承認の件	56p
第5号議案	役員報酬決定の件	57p
	役員選挙の件	58p
付属資料①	2024年度組合員活動報告	59p
付属資料②	決算関係説明資料	64p
付属資料③	定款及び諸規約	69p

# 第1号議案

## 2024 年度事業報告書・決算関係書類等承認の件

本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正を理事会に一任します。

# I 2024年度 事業報告書

2024年3月1日から2025年2月28日まで

愛知県名古屋市千種区不老町1番地  
名古屋大学消費生活協同組合  
理事長 原田 正康

## 1 組合の事業活動の概況に関する事項

### (1) 事業年度の末日における主要な事業活動

事業種目		主な事業品目等
供給及び 利用事業	物品	書籍、文具、教育機器、衣料品、電気製品、家具、その他組合員の日常生活に必要な物資を供給する事業。
	サービス提供	国内・海外旅行等の旅行業務を取り扱う事業。アパート・下宿の斡旋および管理する事業。その他日常生活に必要なサービスを提供する事業。
		組合員に食事を提供する事業。
その他	組合員のための生命共済、火災共済の業務受託事業。	

### (2) 事業の経過及びその結果並びに対処すべき重要な課題

#### 1. 事業の経過及びその成果

##### (1) 2024年度事業方針と活動状況

###### 【2024年度事業方針】

※通常総代会において決定した方針に基づき、以下の10点を課題として取り組んできました。

- ① 生協食堂が「私達の食卓」と組合員が思えるよう、組合員満足の追求をすすめる。
- ② 名大生のキャリアマップを設定し、入学以降4年間を通じてキャリア形成のためのコンテンツ提案や名大生にふさわしい学修スタイルのサポートをすすめる。
- ③ 2024年度新学期事業活動を成功させる。
- ④ 学生総合共済を「私たちの共済」として、4本柱を軸とした共済活動を通じて健康で安全な大学生活の実現に寄与する。
- ⑤ 組織委員会の拡大と組合員活動の活性化を促進する。
- ⑥ 校費事業の拡大をすすめる。
- ⑦ 年間を通じた住まい紹介事業を強化し、とりわけ留学生へのサポートをすすめる。
- ⑧ 業務システム（NR-G）の活用をすすめる。
- ⑨ とりわけ理系地区・大幸地区での営業時間延長の要望、や本部棟付近での利便性への要望に応えるため、長時間営業無人店舗の実現に向けて調査研究を行う。
- ⑩ 中期計画（2022-2024）の最終年度としての到達点をまとめ、2025年度からの中期計画を策定する1年にする。

###### 【活動状況と特徴的な取り組み】

- ① コロナ禍以降のキャンパス内人口の回復、オープンから2年目を迎えた新北部厚生会館の営業、食パス（食事の定期券サービス）の普及等により、「食」のご利用が大きく増加しました。南部食堂の一部改装やテイクアウト商品の展開強化を進め、食堂の混雑緩和や食事のバラエティ拡大の声に応じてきました。

- ② 学生の学び・成長に関わる情報提供や各種事業を進めてきました。  
名大生grow up講座を開催し、新入生が名大生としての学びの姿勢を身につけ、大学生活での目標設定の方法を学ぶ場面を作りました。オリジナル公務員講座はオンラインでの講義を行いながら、面接指導・個別相談を一人ひとりに寄り添う運営を心掛け、高い合格率を達成しました。
- ③ 新学期には、学生委員会・先輩アドバイザー（ReNU）・生協職員が協力しながら、名大生の生活実態や経験に基づいた新生活準備提案を行い、新入生の生活スタートを支えてきました。大学のご協力により新入生への情報発信の早期化が実現し、また生協主催の入学準備説明会へのご参加が増えたことにより、生協からの提案をより多くの新入生へ届けられました。
- ④ 新入生への学生総合共済の加入提案を進めてきましたが、加入率は前年度に比べ微減の結果となりました。日常的には、機関誌での共済の紹介などを通じて、共済の認知度向上やケガや病気の予防活動に取り組んできました。
- ⑤ コロナ禍で一時は組織委員会の活動が縮小しましたが、徐々にメンバーも増え、活動の幅も広がりつつあります。メンバーがおらず活動休止していた院生委員会も活動を再開しました。
- ⑥ 総会meetingや建物別教職員懇談会などを開催し、組合員の声を直接聞く場づくりを、組織委員会とともにすすめてきました。
- ⑦ 店舗内展示スペースを活用した展示会や新製品の紹介、WEB注文システムの活用を積極的に行い、教職員の公費利用につなげてきました。
- ⑧ 2024年4月には業務システムのサーバートラブルにより店舗ご利用時にご迷惑をおかけする事態が発生しましたが、様々な対策を講じその後稼働は安定してきています。
- ⑨ 福利厚生施設の運営や生協の事業経営の状況、生協が捉えている学生の生活実態を共有する場として、大学と生協による定期協議を行いました。
  - ・機構長・総長・副総長との懇談（7/5）…総代会開催報告と役員交代のご挨拶
  - ・副総長・教育推進部との懇談（7/23・12/20）

## (2) 業績

### ① 組合員数及び出資金

- ・ 組合員数26,434名（前年比較+491名）／出資金4億3,069万円（前年比較705.8万円）

### ② 供給高（組合員の利用高）

- ・ 供給高は35億5,672万円（前年比較+1億6,599万円・同比+4.8%／予算比較+1,923万円・同比+0.5%）となりました。
- ・ 2024年度 新学期事業が概ね堅調に推移し、開講後のご利用も前年より伸長していますが、予算には届きませんでした。通常期においては、主に PC関連・旅行・食堂分類が前年比・予算比ともに好調です。
- ・ 研究費利用は、前年度から微増しています。パソコン等の物品利用の増加が、文具や書籍の利用微減を補っています。
- ・ 食事業は前年より大きく伸長しています。とくに新しい北部食堂の利用の増加が顕著です。また、日常の食堂利用に加え懇親会でのご利用も増加しています。

### ③ 事業総剰余金

- ・ 8億3,945万円（前年比較+2,387万円・同比+2.9%／予算比較△1,322万円・同比△1.5%）となりました。
- ・ 生協の供給剰余（粗利益）の半分は食堂と食品等の日常的な利用で構成されています。

### ④ 人件費

- ・ 人件費は5億4,188万円（前年比較+4,062万円・同比+8.1%／予算比較+2,392万円・同比+4.6%）となりました。
- ・ 日々の利用増加に伴う稼働の増加や国内最低賃金の上昇などが大きく影響しています。

⑤ 物件費

- ・ 物件費は3億8,307万円（前年比較△2,806万円・同比△6.9%／予算比較+1,717万円・同比4.6%）となりました。
- ・ 新北部厚生会館の新設に伴う費用が大きく発生した2023年度に比べると大きく減少した一方で、厨房機器をはじめ 諸々の設備・備品類の修繕や更新が重なり、予算を超過しています。

⑥ 事業損失金

- ・ 事業損失金は、△8,549万円（前年比較+1,131万円／予算比較△5,431万円）となりました。

⑦ 事業外損益と経常損失金

- ・ 経常損失金は、△6,400万円（前年比較+2,434万円／予算比較△4,074万円）となりました。

⑧ 特別損益と当期損失金

- ・ 法人税を支払った後の当期損失金は8,533万円の赤字決算となりました。
- ・ 特別損失として新北部厚生会館に関わる名古屋大学への寄付金（年間1,333万円）を計上しました（2023年度から15年間発生）。

(3) 対処すべき重要な課題

① 次期中期計画の策定・執行を進め、単年度で剰余を残せる事業運営を実現します。

- ・ 順調に利用が増加している食事業について、食パス（食事利用の定期券サービス）の普及やメニュー・商品や運営体制の改善を進め、経営の柱としていきます。
- ・ コロナ禍以降大きく変化している組合員の生活を敏感に捉え、商品やサービスを通じて大学生や教職員の勉学・研究の支援を進めます。

② 大学生協事業連合の経営再建が引き続き大きな課題です。

- ・ 東海地区の拠点会員生協として大学生協グループの経営再建に役割を果たし、同時に名大生協の経営再建を進める必要があります。

① 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：円)

	21年度	22年度	23年度	本年度
(1) 組合員数(人)	24,446	25,424	25,943	26,434
(2) 出資金額	407,990,000	415,716,800	423,632,000	430,690,000
(3) 供給高	3,156,314,164	3,294,581,054	3,390,735,971	3,556,721,030
(4) 共済受託手数料収入	15,591,101	17,034,111	22,731,054	25,305,613
(5) 供給事業手数料収入	759,009	483,978	402,907	2,063,268
(6) その他手数料収入	72,909,458	76,188,220	87,497,680	75,573,434
(7) 経常剰余金	△ 18,562,372	△ 38,890,558	△ 91,078,473	△ 64,003,264
(8) 総資産	1,735,202,337	1,780,848,971	1,799,951,250	1,506,467,137
(9) 純資産	523,970,978	646,175,468	616,437,123	538,170,105

② 供給事業の状況表

(i) 部門別・業態別供給高の状況

(単位：円)

供給分類項目	21年度	22年度	23年度	本年度
①物販部門	1,826,928,072	1,745,575,231	1,515,400,692	1,534,889,467
②サービス部門	412,264,826	549,988,627	716,504,746	813,425,786
③書籍部門	518,878,175	510,667,370	487,334,184	444,426,610
④食堂部門	398,244,788	488,469,664	671,581,199	764,024,471
現金過不足	△ 1,697	△ 119,838	△ 84,850	△ 45,304
供給高合計	3,156,314,164	3,294,581,054	3,390,735,971	3,556,721,030
業態別供給高(店舗)	3,156,314,164	3,294,581,054	3,390,735,971	3,556,721,030
供給値引き	△ 37,682,695	△ 34,649,699	△ 37,314,202	△ 37,208,908

(ii) 事業所別供給高状況

(単位：円)

店舗の名称	21年度	22年度	23年度	本年度
北部購買店	982,105,783	883,682,109	798,442,357	820,227,411
南部購買店	307,417,601	393,326,668	355,127,363	315,552,845
医学部購買店	235,333,367	213,787,760	185,528,899	201,950,306
理系ショップ	71,623,393	71,474,748	73,782,904	73,884,316
ブランゾ	7,480,685	9,478,260	11,408,689	12,292,354
パンだが屋	0	0	0	0
大幸購買店	13,598,895	11,622,010	12,695,647	10,986,783
ラボショップ	31,827,393	32,995,876	31,187,117	34,494,359
購買企画室	90,872,657	79,564,213	79,831,804	71,227,934
新学期	0	0	0	67,038,003
印刷部	153,259,764	148,919,633	131,110,034	99,367,947
北部旅行センター	325,568,047	441,640,440	615,597,103	741,174,550
南部旅行センター	90,437,018	109,691,077	102,549,502	75,385,597
北部食堂	141,799,926	170,404,896	215,856,955	269,339,669
1Bカフェ	0	0	0	0
ダイニングフォレスト	99,067,930	110,940,714	117,029,568	116,073,151
レストラン花の木	9,155,111	16,199,195	32,632,746	38,949,133
カフェフロンテ	0	0	0	0
Mei-dining	44,051,639	56,372,296	69,873,720	82,699,727
彩	36,679,556	44,016,501	52,770,470	51,214,121
フレンドリィ南部	10,444,028	12,934,834	13,983,527	15,369,018
医学部食堂	53,754,938	59,220,540	67,360,057	76,749,568
大幸食堂	7,260,779	7,936,002	7,346,941	10,390,998
ブックスフロンテ	146,016,616	130,120,494	125,912,663	110,776,740
南部書籍店	194,180,656	194,478,803	200,326,390	190,413,230
医学部書籍店	104,378,382	95,773,985	90,381,515	71,163,270
合計	3,156,314,164	3,294,581,054	3,390,735,971	3,556,721,030

③ 受託共済事業の状況表

(i) 加入者数の状況

(単位：件)

共済事業の種類	元受団体名	加入者数（または契約件数）		
		本年度	前年度	前年比
学生総合共済 (生命共済)	コープ共済連	9,003	8,994	100.1%
学生総合共済 (火災共済)		0	22	0.0%
合 計		9,003	9,016	99.9%

(ii) 元受団体共済掛金及び共済金支払の状況

(単位：千円、件)

共済事業の種類	元受団体名	元受団体共済掛金			共済金支払件数			共済金支払額		
		本年度	前年度	前年比	本年度	前年度	前年比	本年度	前年度	前年比
学生総合共済 (生命共済)	コープ共済連	124,690	124,777	99.9%	740	746	99.2%	49,918	51,236	97.4%
学生総合共済 (火災共済)		0	44,170	0.0%	0	0		0	0	
合 計		124,690	168,947	73.8%	740	746	99.2%	49,918	51,236	97.4%

※「コープ共済連」は日本コープ共済生活協同組合連合会の略称です。

(3) 該当事業年度における重要な事項

1 増資および資金の借入その他の資金調達の状況

該当する事項はありません。

2 組合が所有する施設の建設または改修その他の設備投資状況

設備投資状況表

当期取得等主要設備名	所在地・内容	完成、取得、滅失等の年月日
オープン冷蔵ショーケース	名古屋市千種区不老町1番地 Mei-dining	2024年9月20日取得
天吊エアコン	名古屋市千種区不老町1番地 ダイニングフォレスト	2024年9月24日取得
複合機	名古屋市千種区不老町1番地 南部購買	2024年9月1日取得
開口扉工事	名古屋市千種区不老町1番地 Mei-dining	2024年9月20日取得

(4) 他の法人との業務上の提携

業務提携先	所在地・内容	内容	契約等の特記
大学生協事業連合	東京都杉並区和田3-30-22	業務委託	継続

(5) 他の会社を子法人等及び関連法人等とすることとなる場合における当該他の会社の株式又は持分の取得

該当する事項はありません。

(6) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け、合併その他の組織の再編成

該当する事項はありません。

(7) 教育事業等の状況

(単位：円)

項目	金額
当期に繰り越された教育事業等繰越金	0

教育事業等の使途

項目	金額
教育文化費	1,291,199
広報費	18,027,295
調査研究費	673,863
研修採用費	4,661,976
会議費	333,702
合計	24,988,035

2 組合の運営組織の状況に関する事項

(1) 前事業年度における総代会の開催状況

総代会開催日	2024年5月23日（木）	
総代会日現在総代数	173 名	
出席代議員数	本人	62 名
	代理人(委任)	0 名
	書面	69 名
	計	131 名
議決状況		
第一号議案	2023年度事業報告書及び決算関係書類等承認の件	賛成多数で承認
第二号議案	2024年度事業計画及び予算決定の件	賛成多数で承認
第三号議案	総代会運営規約の改正の件	賛成多数で承認
第四号議案	定款一部改正の件	2/3以上の多数で承認
第五号議案	役員報酬決定の件	賛成多数で承認
	役員選挙の件	全員信任

(注) 総代選挙は、総代選挙規約にもとづいておこなわれ、200人の定数に対して、173人が立候補し、選挙の結果2024年4月23日当選人が公告されました。

(2) 組合員に関する事項

組合員出資金等増減表 1口： 400 円 (単位：円)

区分	人員	口数	組合員出資金総額	一人当組合員出資金額
期首現在	25,943	1,059,080	423,632,000	16,329
当期増加分	3,557	141,100	56,440,000	15,867
当期減少分	3,066	123,455	49,382,000	16,106
期末現在	26,434	1,076,725	430,690,000	16,293

### (3) 役員に関する事項

#### ① 役員一覧表

役名	氏名	担当	現職就任年月	兼職等特記
理事長（代表理事）	原田 正康		2024年5月	
専務理事（代表理事）	山本 昌也	業務執行統括	2024年5月	
理事	谷村 省吾		2024年5月	
理事	岡島 徹也		2024年5月	
理事	山崎 真理子		2024年5月	
理事	伊藤 耕		2024年5月	
理事	佐藤 修		2024年5月	
理事	長尾 征洋		2024年5月	
理事	安田 淳一郎		2024年5月	
理事	Graziella Valencia Cong		2024年5月	
理事	岡田 英美里		2024年5月	
理事	柿下 創		2024年5月	
理事	金田 いおな		2024年5月	
理事	土川 達也		2024年5月	
理事	田中 英由子		2024年5月	
理事	森 功汰		2024年5月	
理事	芦澤 亮		2024年5月	
理事	本多 心杏		2024年5月	
理事	碓井 七海		2024年5月	
理事	藤井 竣也		2024年5月	
理事	野沢 光希		2024年5月	
理事	小林 勇仁		2024年5月	
理事	北村 綾音		2024年5月	
理事	恒川 晴貴		2024年5月	
理事	佐野 景一		2024年5月	
理事	西尾 浩二		2024年5月	
監事	伊東 章子		2024年5月	
監事	松岡 博		2024年5月	
監事	中野 叶都		2024年5月	
監事	前口 直樹		2024年5月	

#### ② 辞任した役員

該当する事項はありません。

### ③ 役員賠償責任保険契約

当生協が2024年1月の理事会決議にて加入した役員賠償責任保険契約の内容の概要は以下のとおり。

①保険名称：日本生協連の生協役員賠償責任保険（経営リスク保険）

②保険契約者：日本生活協同組合連合会

③保険期間：2024年4月1日～2025年4月1日

④被保険者の範囲：当生協のすべての理事および監事

⑤保険契約の内容の概要

被保険者が役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの。

ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている。

保険料は全額当生協が負担する。

### （４）職員数およびその増減その他の職員の状況

職員状況表

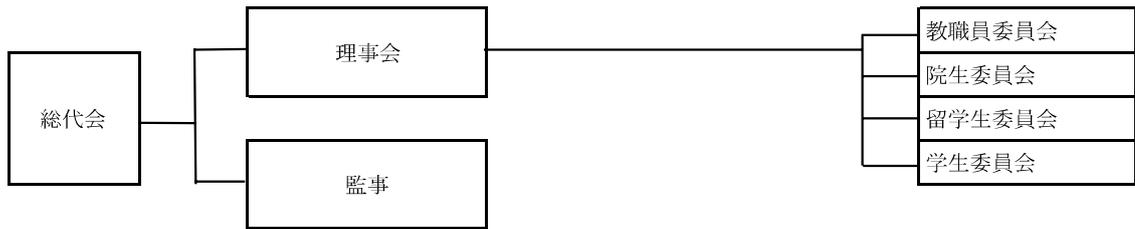
区 分		前期末数	当期末数	平均年齢	平均勤続
正規職員		39 人	36 人	42.5歳	17.8年
定時職員	総 数	391 人	390 人		
	正規換算数	115.0 人	141.9 人		

注1）定時職員の総人数は、前期は年間2,000時間、当期は年間1,950時間をもって1名と換算しています。

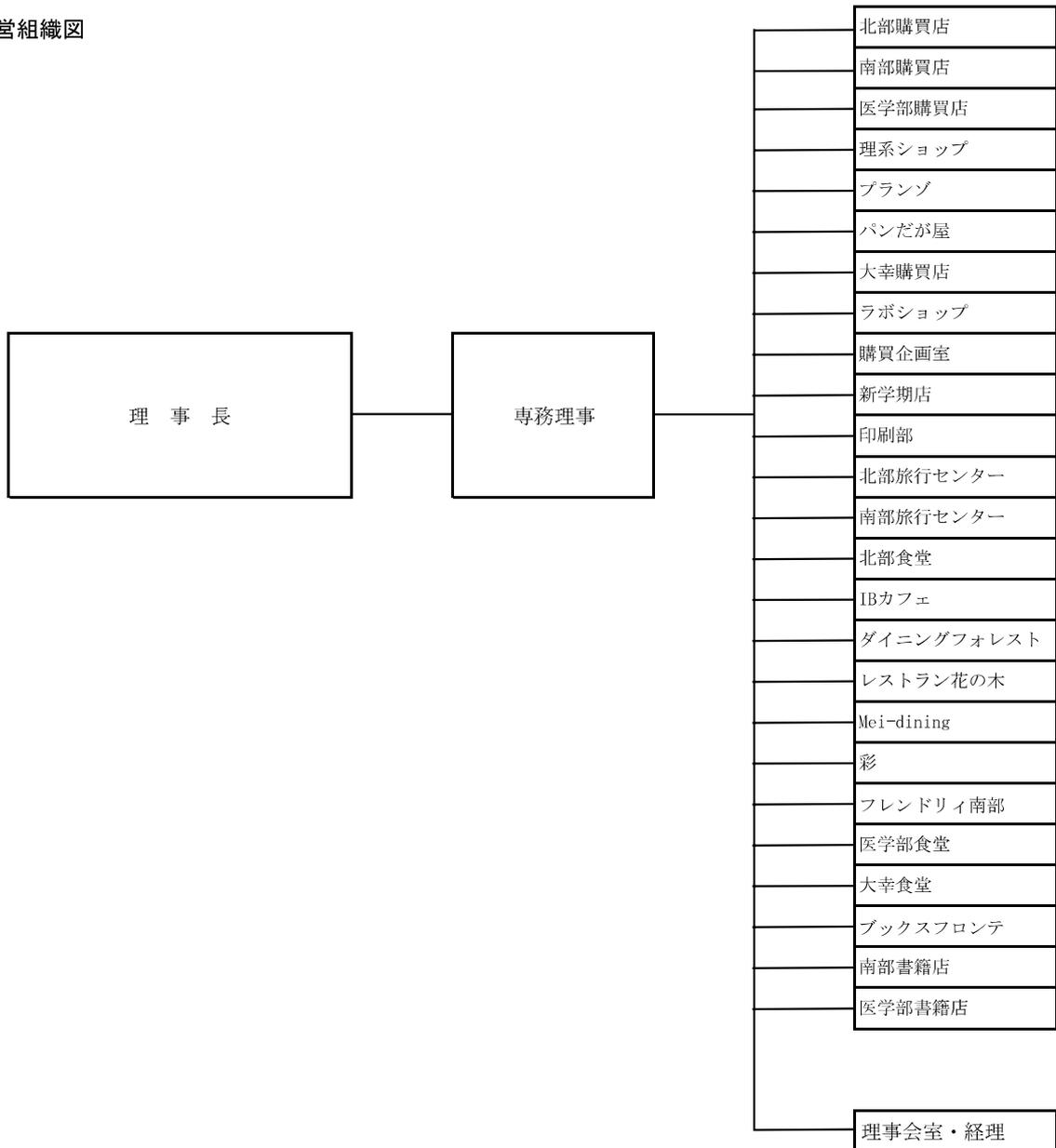
注2）出向受入者は22名です。

(5) 業務の運営の組織に関する事項

① 運営組織図



② 経営組織図



## (6) 施設の設置状況に関する事項

施設一覧表

主要な施設名称	所在地	備考
理事会室・総務	名古屋市千種区不老町1番地	
北部購買	同上	
北部旅行センター	同上	
北部食堂	同上	
1Bカフェ	同上	
南部購買	同上	
南部旅行センター	同上	
南部書籍	同上	
Mei-dining	同上	
彩	同上	
フレンドリー南部	同上	
パンだが屋	同上	
プランゾ	同上	
印刷部	同上	
ダイニングフォレスト	同上	
レストラン花の木	同上	
理系ショップ	同上	
ラボショップ	同上	
ボックスフロンテ	同上	
医学部購買	名古屋市昭和区鶴舞町65番地	
医学部書籍	同上	
医学部食堂	同上	
大幸購買	名古屋市東区大幸南一丁目1番20号	
大幸食堂	同上	

## (7) 子法人等及び関連法人等の状況

該当する事項はありません。

(8) 事業連合の状況に関する事項

① 事業連合の概要

区分	関連法人等												
会社名	生活協同組合連合会大学生協事業連合												
所在地	東京都杉並区和田3-30-22												
代表者氏名	理事長 井内 善臣												
設立年月日	1969年10月1日創立、同年12月19日都知事認可												
事業内容	<p>(1) 会員の事業に必要な物資を購入し、これに加工もしくは加工しないで、又は生産して会員に供給する事業</p> <p>(2) 会員の組合員の生活に有用な協同施設を設置し、会員及び会員の組合員に利用させる事業</p> <p>(3) 会員の組合員の生活の改善及び文化の向上を図るために必要な行事等の企画及び実施又はこれらに関連する情報を提供する事業</p> <p>(4) 会員、会員の組合員及び役職員並びにこの会の役職員の組合事業に関する知識の向上を図るために必要な教育を行い、及び情報を提供する事業</p> <p>(5) 会員の組合員のための宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業に関する事業</p> <p>(6) 会員の組合員のための旅行業法に基づく旅行業に関する事業</p> <p>(7) 会員の組合員のための古物営業法に基づく古物営業に関する事業</p> <p>(8) 会員の利用に供する計算、運搬に関する事業</p> <p>(9) 会員の事業の支援、連絡並びに調整に関する事業</p> <p>(10) 前各号の事業に附帯する事業</p>												
設立の理由	協同互助の精神に基づき、全国大学生生活協同組合連合会と提携し大学生生活協同組合の協同事業の中心として事業活動ならびに各種活動を行って会員事業の発展をはかり会員組合員の生活の経済的文化的向上をはかることを目的として設立されました。												
出資金及び総口数	出資金 4,871,140 千円 総口数 487,114 口												
当組合の出資額及び口数	出資金 111,770千円 総口数 11,177口												
決算月日	2025年2月28日												
主な出資生協	<table> <tr> <td>全国大学生生活協同組合連合会</td> <td>800,000 千円</td> </tr> <tr> <td>東京大学消費生活協同組合</td> <td>183,080 千円</td> </tr> <tr> <td>立命館生活協同組合</td> <td>158,190 千円</td> </tr> <tr> <td>京都大学生生活協同組合</td> <td>140,310 千円</td> </tr> <tr> <td>東北大学生生活協同組合</td> <td>136,660 千円</td> </tr> <tr> <td>その他184生活協同組合</td> <td>3,452,900 千円</td> </tr> </table>	全国大学生生活協同組合連合会	800,000 千円	東京大学消費生活協同組合	183,080 千円	立命館生活協同組合	158,190 千円	京都大学生生活協同組合	140,310 千円	東北大学生生活協同組合	136,660 千円	その他184生活協同組合	3,452,900 千円
全国大学生生活協同組合連合会	800,000 千円												
東京大学消費生活協同組合	183,080 千円												
立命館生活協同組合	158,190 千円												
京都大学生生活協同組合	140,310 千円												
東北大学生生活協同組合	136,660 千円												
その他184生活協同組合	3,452,900 千円												
当組合の関係役員	理事：山本 昌也（非常勤／無給）												

## ② 事業連合の決算概況

(単位：千円)

資産・負債・純資産の状況		
法人名	生活協同組合連合会大学生協事業連合	
科目 \ 決算期	2025年2月28日 (58期)	
資産の部	流動資産	30,637,534
	固定資産	8,001,321
	資産合計	38,638,855
負債の部	流動負債	34,282,803
	固定負債	1,823,939
	負債合計	36,106,743
純資産の部	出資金	4,871,140
	損失金	2,339,027
	評価・換算差額等	—
	純資産合計	2,532,112
負債及び純資産合計		38,638,855

(注) 上記貸借対照表は、当事業報告書作成時点では大学生協事業連合は総会の議決を経ていませんので確定していませんが、事業連合代表理事から示された決算関係書類に基づいて記載しています

## ③ 事業連合の損益状況 (決算期：2025年2月28日)

(単位：千円)

損益の状況	
科目 \ 決算期間	2024年3月1日～2025年2月28日
供給高	91,351,532
供給剰余金	2,102,603
事業剰余金	315,690
経常剰余金	421,656
当期剰余金	394,432
当期未処理損失金	2,339,027

(注) 上記損益計算書は、当事業報告書作成時点では大学生協事業連合は総会の議決を経ていませんので確定していませんが、事業連合代表理事から示された決算関係書類に基づいて記載しています

## ④ 事業連合との取引等の状況

(単位：円)

区分	経常収益	経常費用		その他取引
	供給高	仕入高	その他	費用
生活協同組合連合会 大学生協事業連合	101,750	2,816,222,716	83,276,000	187,418,681

### (9) その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項

2011年11月の理事会で「内部統制整備に関する基本方針」を議決しました。

そこで掲げた項目は次の通りです。

- 1 理事・委員及び職員の職務の執行が、法令・定款などに適合することを確保します
- 2 理事・委員及び職員の職務執行に関わる情報の保存及び管理を適正に行います
- 3 損失の危険の管理を行います
- 4 財務報告を適正に作成します
- 5 理事・委員および職員の執行が効率的に行われるようにします

これを受けて専務理事が「内部統制上の2024年度課題」を定め、2024年6月開催の理事会に報告しています。

課題や実施状況等を理事会に報告し、これを理事が監督しています。

## 3 その他組合の状況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## Ⅱ 事業報告書の附属明細書

### 1 役員報酬等の状況

役員報酬明細

(単位：円)

区分	定款上の定員	支払人員	報酬等支払額	摘要
理 事	25人～30人	2 人	15,449,328	報酬限度額23,000千円
監 事	3人～5人	0 人	0	
合 計		2 人	15,449,328	

### 2 役員その他の法人等における兼職の状況

区分	常勤・非常勤	代表権の有無	氏 名	兼職先名	兼務先での役職名
理事	常勤	有	山本 昌也	全国大学生生活協同組合連合会 生活協同組合連合会大学生協事業連合 愛知県生活協同組合連合会 自然科学研究機構岡崎生活協同組合 (株) コープリビングサービス東海 (株) 大学生協住まいサービス (一社) 学生支援の協働・夢プロジェクト 愛知県ユニセフ協会	理事 理事 理事 代表理事 取締役 監査役 理事 理事
理事	常勤	無	西尾 浩二	インターカレッジコープ愛知	監事
監事	非常勤	無	前口 直樹	岐阜大学消費生活協同組合 岐阜市立女子短期大学生生活協同組合 全岐阜県生活協同組合連合会 生活協同組合コープぎふ	代表理事 代表理事 理事 監事

### 3 組合と役員との間の利益が相反する取引の明細

該当する事項はありません。

### 4 事業連合に関する事項

#### (1) 事業連合に対する債権・債務明細書

##### ① 債権明細書

(単位：円)

内 訳	短 期 債 権		
	期首残高	期末残高	当期増減額
事業連合未収金	77,707,274	92,560,957	14,853,683
合 計	77,707,274	92,560,957	14,853,683

② 債務明細書

(単位：円)

内 訳	短 期 債 務		
	期首残高	期末残高	当期増減額
買 掛 金 (大学生協事業連合)	481,778,437	253,552,567	△ 228,225,870
未 払 金 (大学生協事業連合)	606,620	2,988,959	2,382,339
合 計	482,385,057	256,541,526	△ 225,843,531

5 その他事業報告書の内容を補足する重要な事項

該当する事項はありません。

## 1. 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法は以下のとおりです。

## ① 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法

満期保有目的の債権…取得価額

その他…移動平均法による原価法

## ② 棚卸資産の評価基準および評価方法

書籍・購買（商品） 売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下にもとづく簿価切り下げの方法により算定）

食堂（食材） 最終仕入原価法による原価法（ " ）

(2) 固定資産の減価償却の方法は以下のとおりです。

## ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。

ただし、1998年3月31日以前に取得した建物は定率法、それ以降の取得については定額法を採用しています。また、2016年4月1日以降取得した建物及び附属設備並びに構築物は定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び付属設備 3年～47年

構築物 10年～45年

機械装置 6年～9年

器具備品 3年～20年

## ② 無形固定資産

ソフトウェアは利用期間（5年）にもとづく定額法を採用しています。

## ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかる「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法を採用しています。

## ④ 長期前払費用

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準は以下のとおりです。

## ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、法人税法に基づく繰入限度額相当額を計上しています。

## ② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込による当期負担額を計上しています。

③ ポイント引当金

供給促進をはかるために、生協電子マネーシステムにて付与したポイントの期末における未使用残高を計上しています。

④ 退職給付引当金

「8. 退職給付会計に関する注記」に記載しています。

⑤ 役員退職給与引当金

役員退職金の支給に備えるため、退職金規定による期末要支給額相当額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

収益の主な内訳は、供給高、その他事業収入です。供給高は、組合員に対する商品またはサービスの引き渡し時点で計上しています。その他事業収入は、組合員に対する役務提供完了時点で収益を計上しています。

(5) その他決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項は以下のとおりです。

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当する事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(1) 出資金整理益について

「出資金整理益」について重要性のある金額であるが継続性のある計上であるため、当該科目を従来は「特別利益」として計上していましたが、当期から事業外収益の「出資金整理益」として計上をします

4. 誤謬の訂正に関する注記

該当する事項はありません。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

該当する事項はありません。

② 担保にかかる債務

該当する事項はありません。

- (2) 役員に対する金銭債権または金銭債務  
「12. 関連当事者との取引に関する注記」にて記載しています。
- (3) 大学生協事業連合に対する金銭債権または債務  
「12. 関連当事者との取引に関する注記」にて記載しています。

#### 6. 損益計算書に関する注記

- (1) 大学生協事業連合との取引高  
「12. 関連当事者との取引に関する注記」にて記載しています。
- (2) 事業外損益の主な内訳は以下の通りです。
  - ① 雑収入には、本山土地賃借料 8,424,000 円を含みます。
  - ② 雑損失には、関係団体出資金減損損失 700,000 円を含みます。
- (3) 特別損益の主な内訳は以下の通りです。
  - ① その他特別損失には、前年度消費税還付額減少分 6,528,400 円を含みます。
- (4) 法人税等には、法人税、地方法人税、住民税、事業税及び地方法人特別税が含まれています。

#### 7. 損失処理案に関する注記

- (1) 法定準備金取崩は、生協法第 51 条の 4 第 3 項に基づく損失てん補です。
- (2) 任意積立金取崩は損失てん補です。

#### 8. 退職給付会計に関する注記

- (1) 退職給付債務の計上基準  
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合退職要支給額を採用）及び年金資産の見込み額をもとに計算した金額を退職給付引当金として計上しています。
- (2) 採用する退職給付制度  
職員の退職により支給する退職給付にあてるため退職一時金制度を採用しています。

(3) 企業年金基金制度について

この他に日生協企業年金基金に加入していますが、複数の事業主により設立された企業年金である総合設立型基金のため退職給付債務等は計上していません。なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりです。

i) 要拠出額を費用として処理している複数事業主制度に関する事項

年金資産の額（2025年2月末日）	47,003,229,482円
<u>年金財政計算上の数理債務の額</u>	<u>34,777,008,000円</u>
差引額	12,226,221,482円

ii) 制度全体に占める当連合の掛け金拠出割合（加入者割合）

加入者総数（2025年2月末日）	49,322人
名古屋大学生協加入者数（2025年2月末日）	20人
制度全体に占める加入者数割合	0.0405%

iii) 補足説明

ア) 基準日時点の数理債務は年金時価資産額の基準日まで増加し、差引額は減少するものと予想されます。

イ) 2023年度の繰越剰余金は12,569,270,479円です。

ウ) 過去勤務債務残高はありません。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の原因別の内訳

賞与引当金繰入額否認	2,354,656円
退職給与引当金繰入限度額超過額	0円
繰延資産償却超過額	205,302円
一括償却資産損金算入限度超過額	1,212,701円
有価証券評価損否認額	126,560円
役員退職給与引当金	3,223,489円
ポイント引当金	41,096円
退職給付引当金	15,222,988円
税務上の繰越欠損金	72,411,034円
繰延税金資産の計算上生じた端数処理	0円
<u>繰延税金資産小計</u>	<u>94,797,826円</u>
評価性引当額	-94,797,826円
<u>繰延税金資産合計</u>	<u>0円</u>

10. リースによる使用する固定資産に関する注記

該当する事項はありません。

### 1 1. 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

資産について投機的な運用等を行っていません。

また資金の調達において投機的な取引を行っていません。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

関係団体出資金等の金融商品については帳簿価額を時価とみなすもの、帳簿価額と時価との差額に重要性がないものおよび時価を把握することが極めて困難なものとなっており2025年2月28日現在、貸借対照表計上額と時価に大きな乖離のあるものはありません。

### 1 2. 関連当事者との取引に関する注記

#### (1) 会社等

該当する事項はありません。

#### (2) 組合

種類：関連法人（重要な影響を与える連合会）

法人等の名称：生活協同組合大学生協事業連合

所在地：東京都杉並区和田3丁目30番22号

資本金又は出資金：4,871,140,000円

事業の内容：商品の開発・卸売

議決権等の所有（被所有）割合：直接0.5%

関連当事者との関係：仕入先、役員兼任1名

取引の内容：商品仕入 2,816,222,716円 業務委託 83,276,000円

[科目]	[期末残高]
供給未収金	92,866,457円
未収金	427,088円
関係団体出資金	111,770,000円
買掛金	253,552,567円
未払費用	2,988,959円

（取引条件および取引条件の決定方針等）

商品の仕入については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しています。なお、上記金額のうち、取引金額については消費税等が含まれていませんが、期末残高には含まれています。

#### (3) 役員およびその近親者

該当する事項はありません。

### 1 3. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

14. 賃貸不動産の時価等に関する注記

(1)種類	土地	本山土地（名古屋市千種区稲舟通一丁目40番地 780.16㎡ 賃貸敷地）
	貸借対照表額	105,292,000円
	当期末における時価	218,444,800円（路線価を基礎に算定）
	賃貸不動産に関する損益	8,424,000円

15. その他の注記

(1) 退職給付引当金の受入等移管

退職給付引当金の受入等移管について、2024年5月1日に正規職員が当生協に移籍しました。これにより該当者の退職給付引当金は移籍元から移管しています。2024年6月1日に正規職員が当生協から移籍しました。これにより該当者の退職給付引当金を移籍先に移管しています。

(2) 役員退職給与引当金の受入等移管

役員退職給与引当金の受入等移管について、2024年5月1日に役員が当生協に移籍しました。これにより該当者の役員退職給与引当金は移籍元から移管しています。

# Ⅲ 決算関係書類

## I 貸借対照表

# 貸借対照表

2025年 2月 28日 現在

名古屋大学消費生活協同組合

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,097,398,202	流動負債	866,270,060
現金預金	424,950,653	買掛金	274,451,608
供給未収金	282,081,480	未払法人税等	856,500
商品及び原材料	359,218,690	未払消費税等	36,146,300
立替金	259,380	未払費用	51,132,399
未収金	33,076,399	前受金	392,410,637
貸倒引当金(短期)	△ 2,188,400	預り金	92,219,313
固定資産	409,068,935	賞与引当金	10,826,003
有形固定資産	245,632,301	ポイント引当金	227,300
建物及び附属設備	59,221,460	仮受金	8,000,000
同減価償却累計額	△ 41,923,704	固定負債	102,026,972
	17,297,756	退職給付引当金	84,197,942
構築物	847,381	役員退職給与引当金	17,829,030
同減価償却累計額	△ 847,380	負債合計	968,297,032
	1	(純資産の部)	
機械装置	222,071,217	組合員資本	538,170,105
同減価償却累計額	△ 145,417,534	出資金	430,690,000
	76,653,683	剰余金	107,480,105
器具備品	198,856,061	法定準備金	114,000,000
同減価償却累計額	△ 152,467,200	任意積立金	78,000,000
	46,388,861	施設改善開設準備金	78,000,000
土地	105,292,000	当期未処理損失金	84,519,895
無形固定資産	3,885,534	(うち当期損失金)	(85,325,018)
ソフトウェア	181,334		
電話加入権	3,704,200	純資産合計	538,170,105
その他固定資産	159,551,100	負債・純資産合計	1,506,467,137
関係団体出資金	135,501,100		
差入保証金	24,050,000		
資産合計	1,506,467,137		

Ⅱ 損益計算書

損益計算書

自 2024年 3月 1日 至 2025年 2月 28日

名古屋大学消費生活協同組合

(単位：円)

科 目	金	額
供給事業		
供給高	3,556,721,030	
供給値引	37,208,908	3,519,512,122
供給原価		
期首商品棚卸高	362,100,113	
仕入高	2,780,124,706	
期末商品棚卸高	359,218,690	2,783,006,129
供給剰余金		736,505,993
その他事業収入		
共済受託手数料収入	25,305,613	
供給事業手数料収入	2,063,268	
その他手数料収入	75,573,434	102,942,315
事業総剰余金		839,448,308
事業経費		
人件費	541,877,836	
物件費	383,067,421	924,945,257
事業損失金		85,496,949
事業外収益		
受取利息	223,261	
受取配当金	46,917	
雑収入	18,650,502	
出資金整理益	4,824,000	23,744,680
事業外費用		
支払利息	107,389	
雑損失	2,143,606	2,250,995
経常損失金		64,003,264
特別利益		
補助金収入	291,601	291,601
特別損失		
固定資産除却損	895,121	
その他特別損失	19,861,734	20,756,855
税引前当期損失金		84,468,518
法人税等		856,500
当期損失金		85,325,018
当期首繰越剰余金		805,123
当期末処理損失金		84,519,895

## IV 決算関係書類の附属明細書

### 1 組合員資本の状況

組合員資本の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	
出資金	423,632,000	56,440,000	49,382,000	430,690,000	
法定準備金	114,000,000	0	0	114,000,000	
任意積立金	任意積立金小計	110,000,000	0	32,000,000	78,000,000
	施設改修準備金	110,000,000	0	32,000,000	78,000,000
当期末処分剰余金	△ 31,194,877	0	53,325,018	△ 84,519,895	
純資産合計	616,437,123	56,440,000	134,707,018	538,170,105	

### 2 借入金の明細

#### ① 長期借入金等の増減

該当する事項はありません。

#### ② 短期借入金等の増減

(単位：円)

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
商工組合中央金庫	34,440,000	0	34,440,000	0
合計	34,440,000	0	34,440,000	0

(注) 借入金平均利率は1.060%です。

### 3 有形固定資産及び無形固定資産の明細

有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形 固定 資産	建物及び附属 設備	18,353,001	1,413,467	65,286	2,403,426	17,297,756	41,923,704	59,221,460
	構築物	5	0	0	4	1	847,380	847,381
	機械装置	98,902,457	4,165,028	328,535	26,085,267	76,653,683	145,417,534	222,071,217
	器具備品	50,273,586	19,216,485	2,149,648	20,951,562	46,388,861	152,467,200	198,856,061
	土地	105,292,000	0	0		105,292,000		
	計	272,821,049	24,794,980	2,543,469	49,440,259	245,632,301	340,655,818	480,996,119
無形 固定 資産	電話加入権	3,704,200	0	0	0	3,704,200		
	ソフトウェア	280,668	0	0	99,334	181,334		
	計	3,984,868	0	0	99,334	3,885,534		

(注) 主な増減の内容は以下のとおりです。

Mei-dining 冷蔵ショーケース購入

ダイニングフォレスト 天吊エアコン購入

南部購買 複合機購入

#### 4 関係団体出資金等の明細

(単位：円)

出資先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
生活協同組合連合会大学生協事業連合	66,090,000	45,680,000	0	111,770,000	
全国大学生生活協同組合連合会	18,864,000	0	0	18,864,000	
愛知県生活協同組合連合会	2,634,000	0	0	2,634,000	
東海労働金庫	1,133,000	0	0	1,133,000	
日本コープ共済生活協同組合連合会	100,000	0	0	100,000	
(社)学生支援の協働・夢プロジェクト	1,000,000	0	0	1,000,000	
愛知火災共済組合	100	0	0	100	
(株)名古屋勤労者演劇文化会館	700,000	0	700,000	0	解散による消滅
合 計	90,521,100	45,680,000	700,000	135,501,100	

#### 5 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金（短期）	2,320,200	2,188,400	2,320,200	2,188,400
ポイント引当金	107,048	227,300	107,748	227,300
賞与引当金	8,231,590	17,126,003	14,531,590	10,826,003
退職給付引当金	99,022,137	28,134,578	42,958,773	84,197,942
役員退職給与引当金	5,920,900	13,158,130	1,250,000	17,829,030
合 計	115,601,875	60,834,411	61,168,311	115,268,675

## 6 事業経費の明細

### 事業経費明細表

自 2024年 3月 1日 至 2025年 2月 28日

名古屋大学消費生活協同組合

(単位:円)

科 目	金 額
1. 人件費	
役員報酬	15,449,328
職員給与	172,625,868
定時職員給与	283,011,255
退職給付費用	10,786,872
法定福利費	42,127,062
厚生費	5,075,792
役員退職給与引当金繰入額	650,700
賞与引当金繰入額	10,826,003
派遣人件費	1,324,956
人件費合計	541,877,836
2. 物件費	
教育文化費	1,291,199
広報費	18,027,295
消耗品費	43,538,959
物流費	8,107,546
車両運搬費	2,751,653
貸倒引当金繰入額	△ 131,800
ポイント引当金繰入額	120,252
施設維持管理費	23,679,787
減価償却費	49,539,593
賃借料	9,978,529
水道光熱費	44,241,369
保険料	2,605,460
委託料	65,713,070
研修採用費	4,661,976
調査研究費	673,863
会議費	1,115,129
諸会費	11,741,423
渉外費	25,256
租税公課	4,108,501
通信交通費	6,880,346
雑費	1,122,015
事業連合委託費	83,276,000
物件費合計	383,067,421
事業経費合計	924,945,257

## 7 事業の種類ごとの損益の明細および事業別事業経費明細

事業は供給・利用事業のみのため事業の種類ごとの損益の明細および事業別事業経費明細は、損益計算書および事業経費明細と同じです。

## 8 キャッシュフロー計算書

### キャッシュ・フロー計算書

名古屋大学消費生活協同組合

自 2024年 3月 1日 至 2025年 2月 28日

間接法

(単位：円)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期剰余金 (+)	△ 84,468,518
減価償却費 (+)	49,539,593
貸倒引当金の増加 (+)・減少 (-) 額	△ 131,800
賞与引当金の増加 (+)・減少 (-) 額	2,594,413
退職給付引当金の増加 (+)・減少 (-) 額	△ 14,824,195
役員退職給付引当金の増加 (+)・減少 (-) 額	11,908,130
受取利息及び受取配当金 (-)	△ 270,178
支払利息 (+)	107,389
固定資産除却損 (+)	895,121
供給債権の増加 (-)・減少 (+) 額	△ 15,042,018
棚卸資産の増加 (-)・減少 (+) 額	2,881,423
その他流動資産の増加 (-)・減少 (+) 額	26,242,928
仕入債務の増加 (+)・減少 (-) 額	△ 234,142,300
未払消費税等の増加 (+)・減少 (-) 額	36,146,300
未払金・未払費用の増加 (+)・減少 (-) 額	4,173,968
前受金・預り金等の増加 (+)・減少 (-) 額	12,926,337
ポイント引当金の増加 (+)・減少 (-) 額	120,252
小 計	△ 201,343,155
利息及び配当金の受取額 (+)	270,178
利息の支払額 (-)	△ 107,389
法人税等の支払額 (-)	△ 856,500
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 202,036,866
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の増加 (-)・減少 (+) 額	△ 172
固定資産の増加 (-)・減少 (+) 額	△ 23,146,632
関係団体等出資金の出資 (-)・減資・脱退 (+) 額	△ 44,980,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 68,126,804
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の増加 (+)・減少 (-) 額	△ 34,440,000
出資金仮受金の増加 (+)・減少 (-) 額	320,000
組合員出資金の増加 (+)・減少 (-) 額	7,058,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 27,062,000
IV 現金及び現金同等物の増減額	△ 297,225,670
V 現金及び現金同等物の期首残高	692,050,358
VI 現金及び現金同等物の期末残高	394,824,688

(注) 現金及び現金同等物の範囲

項目	期首	期末
現金及び預金	722,176,151	424,950,653
預入期間が3か月を超える定期預金	△ 30,125,793	△ 30,125,965
現金及び現金同等物	692,050,358	394,824,688

## 9 その他の決算関係書類の内容を補足する重要な事項

### (1) 主要な資産の内容

#### ① 現金預金の明細

(単位：円)

科目	内 訳	期首残高	期末残高	当期増減額
現金預金	現 金	13,132,134	13,791,058	658,924
	当 座 預 金	125,195,212	135,619,797	10,424,585
	普 通 預 金	553,723,012	245,413,833	△ 308,309,179
	定 期 預 金	30,125,793	30,125,965	172
	合 計	722,176,151	424,950,653	△ 297,225,498

#### ② 供給未収金の明細

(i) 内訳 (単位：円)

内 訳	金 額
供給未収金	16,129,592
研究者未収金	166,753,058
クレジット等未収金	99,198,830
合 計	282,081,480

(ii) 回収状況 (単位：円)

内 訳	期首残高	当期発生高	当期回収高	期末残高	回収率
供給未収金	21,307,195	162,366,772	167,544,375	16,129,592	91.2%
研究者未収金	161,812,456	1,239,167,050	1,234,226,448	166,753,058	88.1%
クレジット等未収金	83,919,811	719,156,044	703,877,025	99,198,830	87.6%

$$\text{回収率} = \frac{\text{当期回収高}}{\text{期首残高} + \text{当期発生高}} \times 100$$

#### ③ 商品および貯蔵品の明細

(単位：円)

科目	内 訳	金 額
商品	一般商品 (物販)	258,800,344
	サービス	2,139,661
	書籍	92,785,467
	食材	5,493,218
	合 計	359,218,690

#### ④ 立替金の明細

(単位：円)

相手先	内 訳	期首残高	期末残高	当期増減額
コープ共済連	共済掛金返戻金	28,470	253,380	224,910
その他	その他	5,600	6,000	400
	合 計	34,070	259,380	225,310

#### ⑤ 未収金の明細

(単位：円)

相手先	内 訳	期首残高	期末残高	当期増減額
生活協同組合連合会大学生協事業連合	提携店手数料他	1,103,813	427,088	△ 676,725
	図書券・図書カード	322,483	233,217	△ 89,266
ソニーペイメントサービス (株)	新学期関連代金	35,061,700	29,143,570	△ 5,918,130
その他	その他	3,907,141	3,272,524	△ 634,617
	合 計	40,395,137	33,076,399	△ 7,318,738

⑥ その他の流動資産の明細

該当する事項はありません。

⑦ 電話加入権の明細

(単位：円)

設置場所	内 訳	期首残高	期末残高	当期増減額
北部購買	782-1141	30,300	30,300	0
七味亭	781-8024	10,300	10,300	0
印刷部	781-6698	10,300	10,300	0
南部購買	781-1112	10,300	10,300	0
本部	781-1111	10,300	10,300	0
南部書籍	781-5031	50,300	50,300	0
北部購買	782-1167	80,300	80,300	0
北部購買	782-1110	80,300	80,300	0
北部購買	782-1120	80,300	80,300	0
医学部購買	732-5090	80,300	80,300	0
印刷部	781-2177	80,300	80,300	0
本部	781-8322	80,300	80,300	0
南部購買	781-1118	79,800	79,800	0
医学部書籍	731-6815	69,800	69,800	0
医学部書籍	731-4410	69,800	69,800	0
大幸食堂	711-4256	72,800	72,800	0
北部購買	783-4751	72,800	72,800	0
北部購買	782-1205	72,800	72,800	0
本部	781-8914	72,800	72,800	0
北部購買	782-5369	72,800	72,800	0
北部旅行センター	782-8231	72,800	72,800	0
北部旅行センター	782-8236	72,800	72,800	0
ボックスフロント	781-9073	72,800	72,800	0
本部	781-7503	72,800	72,800	0
本部	782-1908	72,800	72,800	0
本部	782-1946	72,800	72,800	0
北部食堂	781-2577	72,800	72,800	0
北部購買	782-2894	72,800	72,800	0
ダイニングフォレスト	782-1832	72,800	72,800	0
南部旅行センター	781-1249	72,800	72,800	0
南部購買	782-2869	72,800	72,800	0
理系ショップ	781-1617	72,800	72,800	0
南部書籍	781-5019	72,800	72,800	0
フレンドリィ南部	782-3471	72,800	72,800	0
ラボショップ	789-0285	72,800	72,800	0
医学部購買	732-5094	72,800	72,800	0
医学部食堂	732-5030	72,800	72,800	0
大幸購買	711-4277	72,800	72,800	0
大幸購買	711-4278	72,800	72,800	0
医学部書籍	731-6826	72,800	72,800	0
南部購買	783-6755	72,800	72,800	0
本部	782-5015	72,800	72,800	0
ボックスフロント	781-3597	72,800	72,800	0
北部購買	781-4308	72,800	72,800	0
南部旅行センター	781-3601	72,800	72,800	0
南部旅行センター	782-9085	72,800	72,800	0
南部旅行センター	782-9167	72,800	72,800	0
本部	782-5663	72,800	72,800	0
学生委員会	781-5195	72,800	72,800	0

理系ショップ	789-1612	72,800	72,800	0
印刷部	090-3952-2792	20,200	20,200	0
ブックスフロンテ	782-6576	72,000	72,000	0
北部旅行センター	782-6588	72,000	72,000	0
印刷部	090-8133-1067	7,200	7,200	0
印刷部	090-8133-1086	7,200	7,200	0
印刷部	090-8735-4243	9,000	9,000	0
医学部書籍	732-5195	72,800	72,800	0
プランゾ	782-3055	72,800	72,800	0
合 計		3,704,200	3,704,200	0

⑧ 長期前払費用の明細

該当する事項はありません。

⑨ 差入保証金の明細

(単位：円)

差 入 先	内 訳	金 額
名古屋法務局	3種旅行業営業保証金	9,000,000
名古屋法務局	宅地建物取引業営業保証供託金	10,000,000
全国大学生生活協同組合連合会	旅客取扱代理店店舗保証金	3,000,000
日本図書普及(株)	図書カード端末機	30,000
日本図書普及(株)	図書券加盟店加入金	20,000
(株) JTB	日本航空との再委託保証金	2,000,000
合 計		24,050,000

⑩ その他固定資産の明細

科 目	内 訳	期首残高	期末残高	当期増減額
ソフトウェア	FM-C3プログラム開発他	280,668	181,334	△ 99,334

(2) 主要な負債の内容

① 買掛金の明細

(単位：円)

相 手 先	金 額
生活協同組合連合会大学生協事業連合	253,552,567
中部食糧(株)	904,750
アマゾン	736,728
(株) JTB	349,482
(有) 中部オフ印刷	230,575
その他	18,677,506
合 計	274,451,608

② 未払金の明細

該当する事項はありません。

③ 未払法人税等の明細

(単位：円)

内 訳	金 額
法人都道府県民税	136,500
法人市町村民税	720,000
合 計	856,500

④ 未払消費税等の明細

(単位：円)

内 訳	金 額
未払消費税	36,146,300
合 計	36,146,300

⑤ 未払費用の明細

(単位：円)

相 手 先	内 訳	金 額
職員	2025年2月給与	14,472,908
定時職員	2025年2月給与	20,683,406
社会保険料	2025年2月給与分	3,051,136
大学生協事業連合	システム運用費他	2,988,959
その他		9,935,990
	合 計	51,132,399

⑥ 前受金の明細

(単位：円)

相 手 先	内 訳	金 額
組合員	レンタル袴予約金他	22,924,250
組合員	電子マネーチャージ	70,590,285
組合員	食パス前受金	234,642,612
組合員	公務員講座前受金	3,678,880
組合員	卒業アルバム予約金	35,655,810
その他		24,918,800
	合 計	392,410,637

⑦ 預り金の明細

(単位：円)

内 訳	金 額
食パス預り金	83,727,976
預り共済掛金等	7,034,410
その他	1,456,927
合 計	92,219,313

⑧ 仮受金の明細

(単位：円)

内 訳	金 額
2025年度新入生出資金	8,000,000
合 計	8,000,000

(3) 比較貸借対照表および比較損益計算書

別紙

# 比較貸借対照表

(2025年 2月 28日 現在)

名古屋大学消費生活協同組合

(単位：円)

科目	2023年度	2024年度	科目	2023年度	2024年度
(資産の部)			(負債の部)		
I. 流動資産	1,408,574,233	1,097,398,202	I. 流動負債	1,078,571,090	866,270,060
現金預金	722,176,151	424,950,653	買掛金	508,593,908	274,451,608
供給未収金	267,039,462	282,081,480	短期借入金	34,440,000	0
商品及び原材料	362,100,113	359,218,690	未払法人税等	856,500	856,500
立替金	34,070	259,380	未払消費税等	0	36,146,300
未収消費税等	19,149,500	0	未払費用	46,958,431	51,132,399
未収金	40,395,137	33,076,399	前受金	398,275,254	392,410,637
貸倒引当金(短期)	△ 2,320,200	△ 2,188,400	預り金	73,428,359	92,219,313
II. 固定資産	391,377,017	409,068,935	賞与引当金	8,231,590	10,826,003
1. 有形固定資産	272,821,049	245,632,301	ポイント引当金	107,048	227,300
建物及び附属設備	61,998,278	59,221,460	仮受金	7,680,000	8,000,000
同減価償却累計額	△ 43,645,277	△ 41,923,704	II. 固定負債	104,943,037	102,026,972
	18,353,001	17,297,756	退職給付引当金	99,022,137	84,197,942
構築物	847,381	847,381	役員退職給与引当金	5,920,900	17,829,030
同減価償却累計額	△ 847,376	△ 847,380	負債合計	1,183,514,127	968,297,032
	5	1	(純資産の部)		
機械装置	220,707,484	222,071,217	I. 組合員資本	616,437,123	538,170,105
同減価償却累計額	△ 121,805,027	△ 145,417,534	1. 出資金	423,632,000	430,690,000
	98,902,457	76,653,683	出資金	423,632,000	430,690,000
器具備品	192,983,135	198,856,061	2. 剰余金	192,805,123	107,480,105
同減価償却累計額	△ 142,709,549	△ 152,467,200	法定準備金	114,000,000	114,000,000
	50,273,586	46,388,861	任意積立金	110,000,000	78,000,000
土地	105,292,000	105,292,000	当期未処分剰余金	△ 31,194,877	△ 84,519,895
2. 無形固定資産	3,984,868	3,885,534	(うち当期剰余金)	(△ 37,653,545)	(△ 85,325,018)
ソフトウェア	280,668	181,334			
電話加入権	3,704,200	3,704,200	純資産合計	616,437,123	538,170,105
3. その他固定資産	114,571,100	159,551,100	負債・純資産合計	1,799,951,250	1,506,467,137
関係団体出資金	90,521,100	135,501,100			
差入保証金	24,050,000	24,050,000			
資産合計	1,799,951,250	1,506,467,137			

## 比較損益計算書

名古屋大学消費生活協同組合

(単位：円)

科目	2023年度実績	2024年度予算	2024年度実績	対前年増減額	対予算差異額
供給高	3,390,735,971	3,537,492,000	3,556,721,030	165,985,059	19,229,030
供給値引	37,314,202	38,225,000	37,208,908	△ 105,294	△ 1,016,092
純供給高	3,353,421,769	3,499,267,000	3,519,512,122	166,090,353	20,245,122
期首商品棚卸高	258,862,927		362,100,113	103,237,186	
仕入高	2,751,708,757		2,780,124,706	28,415,949	
期末商品棚卸高	362,100,113		359,218,690	△ 2,881,423	
供給剰余金	704,950,198	748,079,000	736,505,993	31,555,795	△ 11,573,007
共済受託手数料収入	22,731,054	22,699,000	25,305,613	2,574,559	2,606,613
供給事業手数料収入	402,907	0	2,063,268	1,660,361	2,063,268
その他手数料収入	87,497,680	81,892,000	75,573,434	△ 11,924,246	△ 6,318,566
事業総剰余金	815,581,839	852,670,000	839,448,308	23,866,469	△ 13,221,692
役員報酬	14,589,495	17,715,000	15,449,328	859,833	△ 2,265,672
職員給与	165,025,881	164,226,000	172,625,868	7,599,987	8,399,868
定時職員給与	255,789,151	273,992,000	283,011,255	27,222,104	9,019,255
退職給付費用	9,061,229	8,780,000	10,786,872	1,725,643	2,006,872
法定福利費	40,624,266	41,264,000	42,127,062	1,502,796	863,062
厚生費	6,952,530	4,430,000	5,075,792	△ 1,876,738	645,792
役員退職給与引当金繰入額	353,044	1,250,000	650,700	297,656	△ 599,300
賞与引当金繰入額	8,231,590	6,300,000	10,826,003	2,594,413	4,526,003
派遣人件費	629,087	0	1,324,956	695,869	1,324,956
人件費	501,256,273	517,957,000	541,877,836	40,621,563	23,920,836
教育文化費	1,494,076	1,645,000	1,291,199	△ 202,877	△ 353,801
広報費	16,671,499	15,269,000	18,027,295	1,355,796	2,758,295
消耗品費	90,237,880	34,144,000	43,538,959	△ 46,698,921	9,394,959
物流費	4,073,958	7,845,000	8,107,546	4,033,588	262,546
車両運搬費	2,837,993	2,934,000	2,751,653	△ 86,340	△ 182,347
貸倒引当金繰入額	△ 137,000	0	△ 131,800	5,200	△ 131,800
ポイント引当金繰入額	72,585	50,000	120,252	47,667	70,252
施設維持管理費	33,369,516	19,234,000	23,679,787	△ 9,689,729	4,445,787
減価償却費	38,739,448	51,948,000	49,539,593	10,800,145	△ 2,408,407
賃借料	8,711,701	8,715,000	9,978,529	1,266,828	1,263,529
水道光熱費	47,786,941	48,539,000	44,241,369	△ 3,545,572	△ 4,297,631
保険料	2,551,840	2,510,000	2,605,460	53,620	95,460
委託料	65,136,722	68,456,000	65,713,070	576,348	△ 2,742,930
研修採用費	4,074,617	2,848,000	4,661,976	587,359	1,813,976
調査研究費	638,311	538,000	673,863	35,552	135,863
会議費	801,772	1,024,000	1,115,129	313,357	91,129
諸会費	11,359,706	12,628,000	11,741,423	381,717	△ 886,577
渉外費	128,562	90,000	25,256	△ 103,306	△ 64,744
租税公課	4,471,775	2,685,000	4,108,501	△ 363,274	1,423,501
通信交通費	5,842,983	4,957,000	6,880,346	1,037,363	1,923,346
雑費	963,050	230,000	1,122,015	158,965	892,015
事業連合委託費	71,300,728	79,609,000	83,276,000	11,975,272	3,667,000
物件費	411,128,663	365,898,000	383,067,421	△ 28,061,242	17,169,421
事業経費	912,384,936	883,855,000	924,945,257	12,560,321	41,090,257
事業剰余金	△ 96,803,097	△ 31,185,000	△ 85,496,949	11,306,148	△ 54,311,949
受取利息	198,315	0	223,261	24,946	223,261
受取配当金	45,672	0	46,917	1,245	46,917
雑収入	9,961,173	8,400,000	18,650,502	8,689,329	10,250,502
出資金整理益	0	0	4,824,000	4,824,000	4,824,000
事業外収益	10,205,160	8,400,000	23,744,680	13,539,520	15,344,680
支払利息	616,389	480,000	107,389	△ 509,000	△ 372,611
雑損失	1,125,138	0	2,143,606	1,018,468	2,143,606
事業外費用	1,741,527	480,000	2,250,995	509,468	1,770,995
經常剰余金	△ 88,339,464	△ 23,265,000	△ 64,003,264	24,336,200	△ 40,738,264
特別利益	163,312,800		291,601	△ 163,021,199	
特別損失	109,031,372		20,756,855	△ 88,274,517	
税引前当期剰余金	△ 34,058,036	△ 36,599,000	△ 84,468,518	△ 50,410,482	△ 47,869,518
法人税等	856,500		856,500	0	
当期剰余金	△ 34,914,536	△ 36,599,000	△ 85,325,018	△ 50,410,482	△ 48,726,018
当期首繰越剰余金	6,458,668		805,123	△ 5,653,545	
当期未処分剰余金	△ 28,455,868	△ 36,599,000	△ 84,519,895	△ 56,064,027	△ 47,920,895

## 損失処理案

名古屋大学消費生活協同組合

(単位:円)

項 目	金 額
I 当期末処理損失金	84,519,895
II 損失金処理額	
1 任意積立金取崩額	
(1) 施設改善開設準備金	78,000,000
2 法定準備金取崩額	<u>6,519,895</u>
	<u>84,519,895</u>
III 次期繰越損失金	<u><u>0</u></u>

本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正を理事会に一任します。

## 監査報告書

私たち監事は、2024年3月1日から2025年2月28日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1 監査の方法及びその内容

各監事は、年3回の監事会にて他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、年8回の理事会に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務及び財産の状況を調査いたしました。その調査として、監事は、2025年4月8日、医学部食堂、Mei-dining及び彩の往査を行い、各監事とその結果を共有いたしました。また、理事の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他組合の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築・運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、損失処理案）及びその附属明細書について検討いたしました。その調査として、監事は、2025年3月7日、2024年度末（2025年2月28日）時点の当組合が保有する預金について、残高証明書と補助科目内訳表との金額が一致することを確認し、また、2025年4月17日、その金額が決算関係書類の附属明細書に記されている「現金預金の明細」と一致することを確認し、各監事とその結果を共有いたしました。なお、決算関係書類及びその附属明細書の検討にあたり、公認会計士による会計指導書を参考いたしました。

### 2 監査の結果

#### (1) 事業報告書等の監査結果

- 一 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 決算関係書類（損失処理案を除く）及びその附属明細書の監査結果

決算関係書類（損失処理案を除く）及びその附属明細書は、組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

#### (3) 損失処理案の監査結果

損失処理案は法令及び定款に適合し、かつ、組合財産の状況その他の事情に照らして指摘すべき事項は認められません。

2025年4月17日

名古屋大学消費生活協同組合

監事 伊東 章子



監事 松岡 博



監事 中野 叶都



監事 前口 直樹



## 第2号議案

### 2025 年度事業計画及び予算決定の件

本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正を理事会に一任します。

# 名古屋大学消費生活協同組合 2025 年度事業計画

## 1. はじめに

---

- ・ コロナ禍は私たちの生活に少なからず変化をもたらしました。学内も以前のような活気を取り戻してきましたが、学内の滞在時間、コミュニケーションのあり方など、コロナ以前とは大きく変化してきています。
- ・ 不安定な世界情勢や異常気象、円安・物価高騰、人口知能（AI）の活用の広がりなど、私たちを取り巻く情勢は生活に大きな影響を及ぼし、先を見通しづらい状況が続いています。
- ・ 2025-2028 中期計画の初年度となります。  
私たちをとりまく様々な環境の変化を捉え、中期計画で掲げる名大生協のミッションを大切にしながら、2025 年度事業方針の実践にあたります。
  - ① 平和憲章のある大学として、社会構成員として、人と環境にやさしい平和な地域・社会づくりを進めます。【学生の成長、魅力ある大学・社会づくり】
  - ② 組合員どうしがつながり、協力・協同で、安全で充実した大学生活づくり・キャンパスづくりを進めます。【キャンパスコミュニティの充実】
  - ③ 学びの共生空間を広げ、魅力ある大学づくりへ貢献していきます（勇気ある知識人の育成へ協力していきます）【勉学・研究への支援】

## 2. 2025 年度方針

---

### (1) 組合員の生活基礎である「食」を支える事業を通じて、組合員満足の追求をすすめます

- ・ 食パスのお申込者は順調に増加している(2024 年度新入生の約 66%)一方で、混雑問題が顕著になってきています。混雑の緩和をはじめ満足度の高い食堂となることを目指し、利用動線・メニュー編成の改善と QSCA のさらなる向上を進めます。
- ・ この数年で大学生の食事情は大きく変化しており、テイクアウトの需要・ご利用が増加しています。こうした変化を捉えながら、内製弁当(温かくすぐに食べられる弁当・持ち帰って好きなタイミングで食べられる冷凍弁当)の提供に注力するとともに、購買で提供する食品への食パス適用範囲の拡大を進め、組合員のニーズに応じていきます。
- ・ コロナ禍を経て休業している施設について、大学と相談しながらスペースの有効活用を模索します。
- ・ 2025 年夏に開業予定の Common Nexus への店舗出店(売店)について、大学と相談しながら具体化を進めます。

### (2) 大学生活を通じてキャリア形成のためのコンテンツ提案や名大生にふさわしい学修スタイルのサポートをすすめます。

- ・ 入学準備説明会にて、名大生の学修スタイルを踏まえたデバイスや使い方の提案を行いました。

- ・ 留学・異文化体験・読書・長期インターン等の提案を行ってきています。
- ・ オリジナル公務員講座では受講生どうしの励まし合いなど、人と人とのつながりを大切にした取組みを進めてきています。

**(3) 2025 年度新学期事業活動を成功させます。**

- ・ 2024 年度の新学期は、商品・サービス提案によって凸凹はありますが、総じて多くの新入生にご利用いただくことができた新学期でした。
- ・ 大学のご協力により新入生への情報発信の早期化が実現し、また生協主催の入学準備説明会へのご参加が増えたことにより、生協からのご案内がしっかり新入生に届けられるようになったことが成果に結びついています。
- ・ 2025 年度よりスタートとなる BYOD を踏まえ、新入生へのパソコン提案強化やレンタル業務の展開を進めます。

**(4) 学生総合共済を「私たちの共済」として、4 本柱を軸とした共済活動を通じて健康で安全な大学生活の実現に寄与します。**

- ・ 学生総合共済の加入から、卒業時の CO・OP 学生総合共済 新社会人コースへの継続まで、切れ目のない保障を実現するための取組みとして、卒業予定者へのご案内を進めます(出資金返還の案内と併せて)。
- ・ 2024 年度新学期における新入学時の生命共済加入率は、残念ながら 73.7%に留まりました。部内での学習を進め、名大生への給付実態や先輩の声を踏まえた提案を行い、たすけあいの輪を広げていきます。

**(5) 組織委員会の拡大と組合員活動の活性化を促進します**

- ・ 学生委員会・留学生委員会の拡大が進んできました。またこの数年間 メンバーがおらず活動停止していた院生委員会にもメンバーが加入し、活動を再開させています。
- ・ 生協の運営に幅広く参加いただくニーズをとらえる場面として、総代ミーティングや教職員組合員懇談会等を実施していきます。

**(6) 校費事業の拡大をすすめます**

- ・ 物品調達システム(A-SOM)の提案準備はまだ進められていません。2025 年度への継続課題とします。
- ・ 校費利用は微減傾向にあります。動向・ニーズの変化を敏感にキャッチし、提案につなげていきます。

**(7) 年間を通じた住まい紹介事業を強化します**

- ・ 2024 年度の生協を通じた住まいご成約は前年度を上回る結果(シェア 45%)となりましたが、目標(50%)には届きませんでした。引き続き、年々高まってきている「家具家電付き物件」「食事付き物件」へのニーズや、住まい探し時期の早期化の動向を捉えた提案を行っていきます。

(8) 業務システム（NR-G）の活用をすすめます

- ・ システムの稼働から4年目となり、日常的な安定稼働は概ね実現してきています。
- ・ 引き続き進められているシステム機能改善を踏まえ、経営分析や作業効率化等の業務改善につなげていきます。

(9) 理系地区・大幸地区での営業時間延長の要望や本部棟付近での利便性への要望に応えるため、長時間営業無人店舗の実現に向けて調査研究を行います。

- ・ 2025 年度への継続課題として取り組みます。

### 3. 2025 年度予算編成方針と予算案

---

※予算編成方針

(1) 事業剰余・経常剰余・税引前剰余

- ・ 事業剰余                   ▲3,963 万円
- ・ 経常剰余                   ▲2,612 万円
- ・ 税引前当期剰余           ▲3,946 万円 の予算とします(赤字幅を縮小させます)。
- ・ 新北部厚生会館に関わる名古屋大学への寄附(特別損失)1,333 万円／設備・備品類の減価償却約 2,200 万円を予定します。
- ・ 出資金整理益(事業外収益)の予算化 300 万円を計画します。

(2) 人件費・物件費

- ・ 正規職員の昇給を想定します。
- ・ 10 月以降の国内最低賃金上昇に伴う定時職員の時給改定は+50 円を見込みます。
- ・ 水光熱費は 2024 年度実績並みを想定します。
- ・ AI 発注システムの稼働による費用負担は 50-80 万円/年を想定します。

(3) 供給剰余・事業総剰余

- ・ 食堂価格改定・食パスの 08 分類(パン・米飯類)への適用拡大による利用増加(剰余額の上昇)を目指します。
- ・ 新入生の共済加入率 80%を目指します。
- ・ 卒業生の CO・OP 共済新社会人コース申込みを推進します。
- ・ 新入生の住まい紹介シェア 50%を目指します。

(4) 供給高

- ・ 供給高 36.9 億円を目指します。
- ・ 食パスの利用最大化を含めた「食」の利用増を図ります。  
(コメの値上りによる供給高の上昇を加味しています)
- ・ 2025 新学期のご利用増を進めます。
- ・ 公費利用の獲得拡大を進めます。

単位:千円	2024実績	2025予算	2025-2024	2025/2024	補足説明
供給高	3,556,721	3,694,088	137,367	103.9%	売上
供給値引	37,209	41,252	4,043	110.9%	
供給剰余金	736,506	784,465	47,959	106.5%	粗利益
共済受託手数料収入	25,306	25,115	-191	99.2%	
供給事業手数料収入	2,063	429	-1,634	20.8%	
その他手数料収入	75,573	74,316	-1,257	98.3%	
その他事業収入計	102,942	99,860	-3,082	97.0%	共済・斡旋の取り扱いによる手数料収入
事業総剰余金	839,448	884,325	44,877	105.3%	事業活動による総収入額
役員報酬	15,449	17,880	2,431	115.7%	理事・監事への報酬
職員給与	172,626	181,915	9,289	105.4%	正規職員の給与・賞与・通勤交通費
定時職員給与	283,011	292,545	9,534	103.4%	パート・アルバイトの給与・通勤交通費
退職給付費用	10,787	9,560	-1,227	88.6%	職員の退職金の引当額
法定福利費	42,127	41,033	-1,094	97.4%	社会保険・雇用保険等の保険料
厚生費	5,076	4,342	-734	85.5%	健康診断・制服代等
役員退職給与引当金繰入	601	1,020	419	169.7%	役員の退職金の引当額
賞与引当金繰入	10,826	6,300	-4,526	58.2%	賞与の支払いに備えるための引当額
派遣人件費	1,325	0	-1,325	0.0%	派遣社員の人件費
人件費合計	541,878	554,595	12,717	102.3%	人件費の総合計額
教育文化費	1,291	1,138	-153	88.1%	組合員活動・組織委員会活動の費用
広報費	18,027	17,155	-872	95.2%	広報宣伝費用・ポイント還元費用等
消耗品費	43,539	36,400	-7,139	83.6%	少額の備品・事務用品等の費用
物流費	8,108	8,260	152	101.9%	
車両運搬費	27,552	2,716	-24,836	9.9%	ガソリン代・商品の配送に関する費用
貸倒引当金繰入	-132	0	132		回収不能が見込まれる供給未収金額
ポイント引当金繰入	120	50	-70	41.7%	将来還元が見込まれるポイント額
施設維持管理費	23,680	22,881	-799	96.6%	施設や器具備品の修繕・清掃費用等
減価償却費	49,540	42,840	-6,700	86.5%	資産の償却費用
賃借料	9,979	9,413	-566	94.3%	POSレジのレンタル費用等
水道光熱費	44,241	45,513	1,272	102.9%	電気・ガス・水道代
保険料	2,605	2,730	125	104.8%	生協で加入している保険の支払額
委託料	65,713	68,549	2,836	104.3%	業務・会計システム使用料・保守費用
研修採用費	4,662	4,044	-618	86.7%	役職員教育及び採用に関する費用
調査研究費	674	749	75	111.1%	調査活動に必要な書籍代・出張旅費等
会議費	1,115	1,146	31	102.8%	基幹会議運営・連帯活動に関わる会議費用
諸会費	11,741	11,771	30	100.3%	連合会・愛知県生協連等の年会費
渉外費	25	70	45	280.0%	渉外活動に関する費用
租税公課	4,109	3,735	-374	90.9%	税金や公共団体へ納める会費
通信交通費	6,880	5,204	-1,676	75.6%	電話代・通信代・市内交通費等
雑費	1,122	150	-972	13.4%	上記の勘定科目に当てはまらない費用
事業連合委託費	83,276	84,850	1,574	101.9%	事業連合の共同運営費
物件費合計	383,067	369,364	-13,703	96.4%	販売費・一般管理費の合計
事業経費合計	924,945	923,959	-986	99.9%	人件費+物件費
事業剰余金	-85,497	-39,634	45,863	46.4%	事業総剰余-事業経費 営業利益
受取利息	223	0	-223	0.0%	
受取配当金	47	0	-47	0.0%	
雑収入	18,651	10,510	-8,141	56.4%	
出資金整理益	4,824	3,000	-1,824		
事業外収益	23,745	13,510	-10,235	56.9%	
支払利息	107	0	-107	0.0%	
雑損失	2,144	0	-2,144	0.0%	
事業外費用	2,251	0	-2,251	0.0%	
経常剰余金	-64,003	-26,124	37,879	40.8%	事業剰余+事業外収支 経常利益
特別利益	292	0	-292	0.0%	
特別損失	20,757	13,334	-7,423	64.2%	大学への寄附金など
税引前当期剰余金	-84,469	-39,458	45,011	46.7%	

## 第3号議案

### 2025-2028 中期計画決定の件

本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正を理事会に一任します。

# 2025-2028 中期計画

## 1. 現状認識と課題

---

### (1) 社会の変化

- 世界で起こる様々な出来事が、私たちの普段の暮らしに大きな影響を及ぼしています。
- 地球温暖化の影響により、記録的な酷暑や豪雨などの異常気象が起り各地に甚大な被害をもたらしています。また、農作物の収穫にも影響を及ぼし、食材価格の高騰にもつながる問題となっています。
- 人工知能 (AI) は昨今 急速に発展・普及しており、私たちの生活に大きな影響を与えています。様々な社会課題の解決に寄与することが期待される一方で、プライバシー保護や倫理的課題への対応等が求められています。
- 2025 年は終戦 80 年、原爆投下から 80 年、阪神淡路大震災から 30 年と様々な節目となる年です、2026 年には核不拡散条約 (NPT) 再検討会議が予定されています。
- 2022 年に始まったウクライナ戦争は終焉の目処が立っていない状態です。さらに 2023 年 10 月に激化したイスラエルとハマスの戦闘により、半年が経つ現在も多くの命が失われ、平和な生活を取り戻せていない方が多くいます。
- 2024 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震の後、被災地では今も復興作業が続いており、住民の生活は元に戻っていません。各地では多くの被災された方に向けて、支援活動が取り組まれています。
- 国連総会は、2025 年を、2012 年に続き 2 回目の「国際協同組合年」とすることを宣言しました。協同組合の認知を広げ、持続可能な社会の実現に向けた行動を進めていくことを呼びかけています。
- 人材不足・最低賃金の上昇（「2030 年代半ばまでに最低賃金 1500 円に引き上げを目標」）
- 円安・物価高騰... 近年の物価高騰や円安は、組合員の生活に加え、大学や生協の運営にも大きな影響を与えています。
- 2024 年 4 月施行の働き方改革関連法によって、物流業界においては時間外労働の上限規制、ドライバー不足の深刻化、運賃の上昇等、さまざまな影響が及んでいます（物流の 2024 年問題）。生協においても、商品の仕入れコストが増加したり 納品オペレーションに制約が生じたりするなど、大きな影響を受けています。
- 年収の壁問題へ対処するため、政府による税制や社会保険制度の見直しが進められています。生協においても社会保険適用者拡大やスタッフの年収上限の変化などに影響が及ぶことが考えられ、適切な対応が必要です。

### (2) 大学の情勢

- 2020 年東海国立大学機構の発足... 経営と教学の分離により、組織運営の基盤強化（経営の効率化）、教育・研究・産学連携の前進が図られています。
- 国際共修・多文化共修に積極的に取り組んでいます。こうした動きにより、生協も食生活を含め

た生活面でのサポートを海外からの留学生や大学からも求められることが想定され、また店舗運営・広報活動における英語対応強化の必要性も増してきています。

- 「Common Nexus（愛称：ComoNe）」が2025夏に開業予定です。ComoNeに多様な人が集い、交流が広がり新たな価値が創出されることが期待されています。生協も積極的に参画し、魅力ある空間づくりに貢献していくことが求められています。

### (3) 組合員の生活変化

- 多様性の尊重・ボーダーレスの進行・ジェンダーフリーの普及など、組合員の価値観や生活が変化しつつあります。
- オンラインコミュニケーションの広がり／就職活動・就職観の変化など、組合員の学びやキャリア形成に関する実態が変化しつつあります。
- 2019年より文部科学省が推進してきたICT教育の取組み（GIGAスクール構想）により、大学入学前の学びが大きく変化しつつあります。デバイス（パソコン・タブレット等）が一人一台配備され、学修におけるデジタルデバイスの浸透や、学修スタイルの変化（個別最適化された学びや協働的な学び）が進む中、変化を捉えたモノやコトの提供がより一層求められていると言えます。
- 実質賃金の減少と物価の高騰は、組合員の家計に大きな影響を与えています。世界や国内の情勢、経済政策が注目されます。

### (4) 名大生協の現状（損益）

- 2024年度の事業結果は大きな赤字となりました。

（単位：千円）	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
供給高	3,977,180	2,822,841	3,156,314	3,294,581	3,390,735	3,556,721
純供給高	3,927,525	2,777,706	3,118,641	3,260,234	3,353,421	3,519,512
供給剰余	849,342	505,348	620,500	648,175	704,950	736,506
事業総剰余	925,917	591,692	709,759	741,881	815,581	839,448
人件費	589,183	473,907	464,203	475,267	501,256	541,878
物件費						
（－事業連合委託費）	267,666	194,150	207,761	249,857	339,828	299,791
事業連合委託費	90,366	91,499	70,635	70,910	71,300	83,276
事業剰余	-21,299	-167,865	-32,840	-54,152	-96,803	-85,497
経常剰余	30	-142,471	-18,562	-38,890	-88,339	-64,003
当期剰余	6,374	-45,910	-18,353	114,477	-34,914	-84,469

- 供給高・事業総剰余... コロナ禍以前の2019年度まで供給高はおよそ40億円程度でしたが、コロナ禍には28億円まで減少しました。以降、行動制限が徐々に緩和されるに従い学内人口も戻りはじめ、食をはじめとする日々の利用は着実に回復してきています。大学生の勉学生活においては、コロナ禍もきっかけとなり、オンラインコミュニケーションやタブレットの普及をはじめ学修スタイルがこの数年で大きく変化しました。公費の用途も年月とともに変化（行動が大きく制限され移動・旅費の使用が減り

物品購入が増加した 2020 年から、徐々に物品購入が減少) しておりますが、全体的な利用高は減少傾向にあります。

- 人件費... コロナ禍により営業規模を縮小してきたことにより、スタッフの稼働も大きく縮小させました。その後のご利用・営業規模の回復に伴い稼働も再び増加させつつあります。また国内における最低賃金が着実に上昇していることも重なり、人件費は増加してきています。
- 物件費... コロナ禍以降の営業規模回復に伴い、物件費は一旦大きく減少しましたが、国内における円安・物価高騰・物流問題、大学生協業務システムの更新による初期投資の発生等の影響を受け、増加してきています。2023 年度には新北部厚生会館の新設による初期投資費用も大きく発生しました。
- 事業剰余・経常剰余... 国立大学の独立法人化（2004 年）以降、当生協の損益は（年度によって上下はありますが）縮小傾向にあり、直近 10 年間では 2019 年度を除き単年度赤字の経営が続いております。過去の黒字経営によって蓄積してきた累積剰余は徐々に減少しており、近年中に累積赤字に転ずる可能性が高まっています。

#### (5) 名大生協の現状（施設・設備）

	店舗	内容
1993年	フレンドリー南部	オープン
1995年	★レストラン花の木	オープン
1999年	理系ショップ	オープン
2003年	★1Bカフェ	オープン
2006年3月	★ブックスフロント・カフェフロント	建物及び付属設備
2006年9月	★ダイニングフォレスト	厨房設備及び備品
2007年9月	北部厚生会館1階	建物付帯設備、レジ・棚・ショーケース他
2007年9月	パンだが屋	建物付帯設備
2008年3月	プランゾ	建物付帯設備・冷蔵設備工事・棚他
2009年11月	★医学部購買	内装工事・冷蔵設備工事他
2010年3月	南部食堂	厨房機器、換気ダクト等負担金
2010年4月	★医学部食堂	厨房機器
2013年3月	ラボショップ	内装工事・冷蔵設備工事他
2013年4月	★大幸購買	床張り工事
2014年9月	南部購買	内装工事・冷蔵設備工事他
2014年9月	南部厚生会館	1・2階空調更新、エントランスホール、トイレ改修工事
2015年4月	大幸食堂厨房	エアロン設備工事
2015年8月	理系ショップ	内装・冷蔵設備工事他
2015年8月	南部厚生会館	階段シャッター取替・階段室店舗塗装工事
2015年9月	★ラボショップ	内装工事・冷蔵設備工事他
2016年9月	★プランゾ	内装工事・カウンター・冷蔵設備
2016年9月	★パンだが屋	内装工事・電源工事・ドア取替、木工事・厨房機器
2016年11月	北部食堂	イス机、下膳口工事、井コーナーカウンター・冷蔵設備
2018年9月	フレンドリー南部	井テイクアウト 厨房機器
2018年9月	★南部厚生会館2階	解体・電気工事他、書籍什器・木工什器
2021年3月	★フレンドリー南部	洗浄室を盛付け室に改修
2023年8月	★新北部厚生会館（北部購買・北部食堂）	オープン
2024年9月	★Mei-dining	入口扉増設・出食カウンター改修

- 多くの施設・設備が、最終の改修から長期間が経過しています。
- 食堂厨房設備の老朽化も進んでおり、計画的な更新が必要です。

#### (6) 名大生協の現状（組合員組織）

- 学生委員会
  - 現状では、主に 新入生歓迎企画（新歓企画・教科書販売等ガイダンス）、総代活動（総代 meeting）、共済活動（機関紙・自転車点検等）、Me~dia の作成・発行・配布、オープンキャンパスに取り組んでいます。
  - コロナ禍以降、委員数の拡大が進んできている一方で、生協の理念や民主主義の原理原則へのこだわり、総代 meeting 等を通じた組合員参加の組織力の低下に留意が必要です。
- 院生委員会

- ・ 数年間 院生委員が不在の状況が続いていましたが、2024 年度、学生委員会経験者を中心に 4 名での活動が再開しました。
- ・ 今後の組織維持・拡大と活動の安定化が課題です。
- ・ 留学生委員会
  - ・ 名大留学生会や大学留学生支援窓口と協力して活発に活動を行っています。
  - ・ 他の組織委員会（学生委員会・留学生委員会）との連携や、生協店舗・商品に関わる活動の強化が課題です。
- ・ 教職員委員会
  - ・ 「かけはし」の発行と組合員懇談会を中心に活動中。
  - ・ 今後の委員の拡大、活動への参加拡大が課題です。

#### (7) 中期計画 2022-2024 アクションプランの執行状況

- ・ 事業面でのアクションプラン
  - ・ 食事業での多様な提供方法・業態を検討・具体化・執行し、かつ生産性の向上を追求した運営を行います
 

<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 食パスの申込増加&amp;食堂の利用増加の一方、混雑が顕著に。→南部食堂の改装、2025 春の食パス適用範囲拡大による混雑緩和（分散）と利用の最大化を進めてきました。</li> <li>➢ フレンドリィ南部のスペース活用具体化検討を進めています。</li> <li>➢ クックフリーズの展開・利用の定着が進みました→さらなる強化を模索します。</li> <li>➢ ComoNe 完成後の利用変化に応じた運営（出店具体化も含む）を検討します。</li> </ul>
---
  - ・ とりわけ理系地区・大幸地区での営業時間延長の要望、や本部棟付近での利便性への要望にこたえるため、長時間営業無人店舗の出店を実現します
 

<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 無人店舗化の具体化検討はまだ進んでいません。</li> </ul>
--
  - ・ 供給の大きな柱である公費利用をシステム・直接営業の強化の両面をすすめることで利用拡大を図ります
 

<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 物品調達システムへの介入模索はまだ進められていません。</li> <li>➢ 公費利用拡大のための営業活動の強化はまだ十分ではありません。（地区・全国の大学生協でオンラインでの注文・問合せチャネルの構築が進んできましたが、普及は十分ではありません）</li> </ul>
--
  - ・ ひとり暮らし新入生・卒業生の生活支援を強化します
 

<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 一人暮らし生の住まい探しシェアは拡大していますが、目標 5 割には届いていません。</li> <li>➢ 早期化への対応を進めてきました。→より一層 その動きが強まっている傾向への対応を進める必要があります。</li> <li>➢ 一人暮らし生の食サポート事業の実践を進めてきました（食パスのお申込み拡大・コープあいちの宅配事業との連携など）。</li> </ul>
--
  - ・ 学び方の変化への対応として、PCをはじめとする教材デバイスのシェア拡大と電子書籍コンテンツの普及をすすめます

- PCについては新入生の約5割の方からお申込みをいただいています。
- 2025年春、PCのBYOD化を踏まえ、引き続きPCシェア60%の実現を目指します（それ以上のシェア獲得も視野に）。
- タブレットの利用拡大の実態（名大生の約5割が利用している実態）を捉えた提案強化を進めてきました。

- ・ キャリア事業での既存事業の強化を通じて事業としての基盤を固め、新規事業へのチャレンジで新たな学生の学びと成長に貢献します

- 新入生向けに開催している名大生Grow Up講座は、コンテンツに名大OBOGの経験談・資格取得に関わる案内・留学等を盛り込みながら、学びの姿勢・自己分析力・目標実現力を身に付けられる講座として開催し、200名弱のお申込みをいただきましたが、目標の半分程度に留まっています。
- 公務員講座は一定の成果を継続しつつ、（民間企業への就職希望が増加傾向にあり）受講者数は伸び悩んでいる状況です。

- ・ 生協経営を大きく支える新学期事業において、利用拡大と生産性の両面を追求します

- 生協・共済加入や新学期提案商品はWEBからの受注システムを構築・活用してきました。
- アプリも含めた組合員とのオンラインでの接点の有効活用の模索（新学期～在学中）も課題です。

- ・ 学生総合共済を「私たちの共済」と位置づけ、学生の成長を育む事業・活動を推進します

- 学生委員会を中心に、4本柱を軸とした共済活動の展開を進めています。
- 卒業後も切れ目のない保障を提供するための、学生総合共済新社会人コースの展開が始まっています。

- ・ 総務経理業務について、NR-G導入のタイミングで地区内での業務の変革に合わせ、より効率的な業務への検証をすすめます

- 基幹システムNR-Gの活用は始まったばかりです。一層の活用研究を進め、利用拡大とコストの削減につなげていくことが必要です。

- ・ 投資面でのアクションプラン

- ・ 新北部厚生会館の立ち上げまでのプランニングの後、利便性・生産性の向上のための微修正を継続して行います

- 新北部会館 店舗（食堂・購買）は連日多くの方にご利用いただいています。利便性・生産性の向上は継続課題です。

- ・ 施設への投資・改装の過去の経過から改修が必要な店舗・食堂の優先順位を設定し、改修・回収計画を立案します

- Mei-diningの改装を行いました。→一層利用しやすい店舗へと改善を進めます。
- フレンドリィ南部・カフェフロントの活用について具体化検討を進めています。
- 設備老朽化（主に食堂）の計画的な更新が必要です。

- ・ 投資のための財務の強化として、名大生協が所有する長久手賃貸アパートの売却を行います

➤ アパートの土地売却・固定資産除却により、財政基盤の強化が進みました（売却益1億6200万円－建物解体費6500万円＝約9700万円）。

## 2. 名大生協の使命（ミッション）

---

- ・ 中期計画 2022-2024 で掲げてきた名大生協のミッションを踏襲し、引き続き 社会・大学・組合員への貢献に取り組んでいきます。
- ① 平和憲章のある大学として、社会構成員として、人と環境にやさしい平和な地域・社会づくりを進めます。【学生の成長、魅力ある大学・社会づくり】
  - ② 組合員どうしがつながり、協力・協同で、安全で充実した大学生活づくり・キャンパスづくりを進めます。【キャンパスコミュニティの充実】
  - ③ 学びの共生空間を広げ、魅力ある大学づくりへ貢献していきます（勇気ある知識人の育成へ協力していきます）【勉学・研究への支援】

## 3. アクションプラン

---

### (1) 名大生協のミッションを果たすためのアクションプラン

- ① ミッション1：平和憲章のある大学として、社会構成員として、人と環境にやさしい平和な地域・社会づくりを進めます。【学生の成長、魅力ある大学・社会づくり】
  - ・ キャリア形成支援事業において、既存の取組みの強化を通じて事業としての基盤を固め、新規事業へのチャレンジで新たな学生の学びと成長に貢献します
    - ・ 充実した大学生活を送ることができるよう、入学時における大学生活の目標づくりをサポートしていきます（名大生 Grow Up 講座の提案）。
    - ・ また入学時だけでなく大学生活4・6年間の成長を見据え、体験・留学支援・英語講座などを通じ、大学生のさまざまな学び・成長を支援していきます。  
とくに留学については、大学生協が行っている卒業生向けアンケートの「大学でやっておきたかったこと」の上位に毎年 挙がっており、コロナ禍が明け留学を希望する学生がますます増加する一方で、円安・物価高騰等が大きなハードルになりつつあります。学内にあり気軽に安心して相談できる大学生協の強みを生かし、組合員のニーズに寄り添った提案を進めていきます。
    - ・ 学内公務員講座では、対面とオンラインの効果的な組み合わせや受講生に丁寧に寄り添う対応により、学びの質の向上とより多くの受講者数の確保を図ります。また、昨今の採用動向（試験内容や募集期間）の変化を踏まえ、適宜 講座の展開内容の見直し・最適化を進めます。
    - ・ SDGs・エシカル消費・環境課題など、社会的課題に対応する諸制度や商品について学習し、業務での利用や商品としての展開を進めることで、社会に目を向け考えられる意識を育みます。

- 戦後 80 年が経過しましたが、今もなお世界では争いが絶えません。改めて平和について知り・知らせ・考え・話し合う取り組みを推進します。

② ミッション 2 : 組合員どうしがつながり、協力・協同で、安全で充実した大学生生活づくり・キャンパスづくりを進めます。【キャンパスコミュニティの充実】

- 新入生歓迎企画における仲間づくりをはじめ、先輩の知恵や経験に基づいた生協のオリジナル講座・企画等等、事業活動における様々な場面において、組合員の知恵・経験・つながりの活かした取り組みを進めます。
- 組合員の生活基礎である「食」を支える事業として、多様な提供方法・業態を検討し具体化・執行していきます。
  - 組合員満足度の向上を目指し、メニューの改廃やサービス向上に取り組みます。
  - 安心安全でバランスの良い食事を提供することで、食パス利用者のシェア 7 割を実現し、組合員の食生活を支えるとともに事業経営の安定化を進めます。
  - 購買で販売する食品にも食パスを利用いただけるよう適用範囲を拡大し、また 2021 年度よりスタートしたクックフリーズの展開を強化し、組合員の利便性の向上（食事の選択肢を広げる）と、食堂の混雑緩和につなげます。
  - あらためて食堂ホールを組合員どうしのコミュニケーションの場としても位置づけ、ふさわしい食空間を作り上げます（混雑緩和と憩いの場の両立を模索します）。
  - Common Nexus の完成により想定される学内導線も見据え、Common Nexus での出店具体化、IB カフェ・北部厚生会館でのテイクアウト事業の必要な見直しを行います
  - 内製弁当の容器については脱プラスチック容器の模索を継続します。
  - 理系地区・大幸地区での営業時間延長の要望や本部棟付近での利便性への要望に応えるため、長時間営業無人店舗の出店を研究・実現します
- 学生総合共済を「私たちの共済」と位置づけ、「思いやり・たすけあいの心」を育む共済事業のさらなる発展を目指し、これからも「加入・給付・報告・予防」の 4 本柱の活動に積極的に取り組みます。
  - 大学との協力関係を強めながら、入学時での案内強化を進め、共済加入率 80%を目指します。
  - 給付率（1 年間の給付件数／共済の契約者数）5%を指標とし、給付漏れ防止活動に取り組みます。
  - また、体育会をはじめ学内のクラブ・サークル等とも協力しながら、保障制度の周知や給付活動を広げていきます。
  - 大学への報告、組合員への報告活動を強化し、学生の現状をふまえた学生生活の支援を進めます。

- 給付事例学習会などの学習を行い、日常的に学生の病気・ケガの実態や傾向を捉えた予防活動に取り組みます。
- コープ共済連・地域生協との連携を強め、卒業生へのCO・OP共済への加入継続を推進し、卒業後も切れ目のない安心を提供します。
- 現在 大学にて取り扱っている「学生教育研究災害傷害保険（通称：学研災）」の  
について、生協での受付業務受託を大学とともに検討を進めます。学部生・院生  
への大学生生活の万が一への備えを、共済とともに総合的に構築していきます。
- ひとり暮らし新入生・卒業生の生活支援を強化します
  - 新入生への住まい探しの早期化・オンライン化の動向に応えながら取組みを強化し、シェア5割を獲得します。
  - 卒業生の動向を調査し、どの時期にどのような方法で情報提供が適切かを見極めながら東海圏内への就職者へのすまい斡旋を行います
  - ひとり暮らし4・6年間で食のサポート事業を強化し、保護者との関係で安心を提供できる見守り事業の研究を行います
  - ひとり暮らしにおいて、学年ごとの生活変化をとらえた事業の調査・研究をすすめます。

③ ミッション3：学びの共生空間を広げ、魅力ある大学づくりへ貢献していきます（勇気ある知識人の育成へ協力していきます）【勉学・研究への支援】

- 大学生の学びの変化を敏感に捉えながら、教科書・PCをはじめとする教材・デバイスの提供を行い、大学生の学びを支えます。
  - 2025年春、名古屋大学におけるPCのBYOD化の動向を踏まえながら、新入学時のPC販売は新入生のシェア60%以上を目指します
  - 大学生のICT活用の実態把握（アンケートや座談会を通じて広く深く捉える活動）を継続し、名大生の学修スタイルの変化に即した学びの提案を行います。
  - 大学院進学時を学修の大きな切り替え時期と位置づけ、デバイスの新規・買い替え提案を行います
  - 国内の書籍・出版業界は年々縮小が続いていますが、電子書籍の市場は拡大傾向にあります。大学生協の書籍事業においても同様の傾向にある中、大学入学前・入学後の学習スタイルの変化やPCのBYOD化の動向なども踏まえながら、書籍事業は、書籍事業は大学における「教養」と「専門（高等教育および学術研究全般）」を支える事業として、具体的な展開政策を検討し事業を継続していきます。併せて、読書マラソンや学内トークイベント等を通じて、読書推進運動を継続強化し、読書のすばらしさを知りたくさん本を読む学生を増やしていきます。
- 生協経営の大きな柱の一つである公費利用において、教職員との関係強化を対面・オンラインの両面で進めることで利用拡大を図ります。

- 対面においては学内に店舗があることの利点を生かした関係づくりを進め、平行して、大学生協が持つオンライン上のご利用チャネル・接点の普及・強化を進めることで、真の「御用聞き」としての存在を高めます。
- より一層教職員へのお役立ちができるよう、生協職員の商品知識の向上・提案力の強化を進めます。
- 公費システム（物品調達・会計連動）システムの提案の準備を進め、大学業務の合理化・利便性の高次化による公費利用の拡大を図ります。

## (2) 運営面でのアクションプラン

- ① 東海地域内における大学生協間連帯の第 10 期中期計画（2025-2027）と連動しながら、事業の継続・発展につなげます。
  - 大学生協は一つ一つが独立した組織ですが、日々の事業活動は地域・全国の生協と協力しながら行っています。東海地域内大学生協全体の事業の継続や発展を図るための第 10 期計画では、以下を目指しています。当生協においてもこの計画を踏まえ、協力・連携しながら事業活動を進めていきます。
    - 福利厚生・学生支援の担い手として学内・教育市場 No. 1 の事業体に挑戦し、大学・組合員との信頼関係を強化します。
    - 大学・組合員に貢献し続けるための健全な経営構造を構築します。
    - 協働体験を広げることを通じて協同組合人としての組合員組織の構築をすすめ、その取り組みを通じての生協職員のやりがい・展望を育みます。
    - 地域社会や地域生協との協働を通じ持続可能な社会づくりに貢献します。
- ② 業務システムの有効活用を進め、ご利用の拡大と業務の効率化につなげます。
  - ご利用状況をはじめとする経営分析～改善活動、発注業務等の効率化等を進めます。
  - 大学生協アプリも含めた組合員とのオンラインでの接点の有効活用の模索を進めます（新学期～在学中）
- ③ 来訪者価格（非組合員価格）の設定を検討します。
  - 名古屋大学生協は、名古屋大学を職域とする協同組合法人で、協同組合は、出資者による出資によって成り立ち、出資者（組合員）に対して便宜を提供し利用していただく組織です。その点では、組合員と来訪者（非組合員）のご利用時に価格差を設けることは協同組合として本来の姿だといえます。
  - 監督官庁の助言を受けながら、具体化検討を進めます。
  - 来訪者価格の設定検討とあわせて、生協への加入推進と加入のための環境（WEB 窓口の常設など）整備を進めます。
- ④ 生協職員のやりがい・実現実感を育み、生協らしい価値観や理念への共感を広げ、組織（大学生協）としてのアイデンティティを組織内からも高めていきます。

- 正規職員・定時職員のキャリアパス・賃金体系を見直し、運営水準の強化を図ります。
- ⑤ 正規職員による事業推進・マネジメントと、定時職員の力を生かした日常店舗運営の両輪で、生協の事業を進めていきます。
- 労働生産性（労働による成果（事業総剰余）／労働投入量）を指標として、店舗運営の改善を進めます。
  - 労働者賃金の高騰は今後もしばらく続くことを想定し、効率的・効果的な運営体制の整備に継続して取り組みます。（今後 約 10 年間で最低賃金は+500 円程度上昇することを見込む必要があります）
  - 2023 年度よりスタートした定時職員のキャリアパス制度に基づき、店舗基礎力の維持・向上に継続して取り組みます。
  - 国際共修・多文化共修の動きを受け、店舗運営・広報活動における英語対応を強化していきます。
- ⑥ 新人配置については、東海地域内での採用計画と連動し、その情勢下に対応して名大生協内での新人育成を行います。
- この間 東海地区全体で運用してきた正規職員キャリアパス制度について、成果と課題を明らかにしながら必要な見直しを行い、職員が生き生きと力を発揮できる組織づくりを進めていきます。
- ⑦ 東南海トラフ大地震をはじめとした激甚災害への備えを進めます。
- 近年、自然災害はますます激しさを増し、私たちの生活を脅かす存在となっています。組合員のみなさんの安全で安心な大学生活を支えるため、事前の備え・発生時の対応・事後の事業継続や組合員生活支援の観点から自然災害への対応方針を策定し、備えを進めます。

### (3) 投資面でのアクションプラン

- ① 施設への投資・改装の過去の経過から改修が必要な店舗・食堂の優先順位を設定し、改修・回収計画を立案します。
- 以下については計画を具体化し、その他施設についての検討をすすめます
    - 1) ラボショップと大学本部周辺での無人店舗展開計画
    - 2) 大幸購買・食堂の一体運営計画
    - 3) フォレストの老朽化への対応と席数増のための改装
    - 4) 休業中・縮小中の店舗の活用検討
- ② 2025 年夏より開業予定の Common Nexus への出店を具体化し、魅力ある空間づくりに貢献していきます。

### (4) 組織面（組織委員会、生協職員組織、その他）でのアクションプラン

- ① 理事会の議論を活発化させ、生協の経営・運営に活かしていきます。
- ② 組織委員会の中期課題・計画協議を進めます。
  - 委員数が増加し、人数的にも様々な取組みが行える規模になりつつあります。より一層の活動活性化を進めます。
  - 教育事業費（教育文化費・広報費・調査研究費・研修採用費・組織委員会活動費）の見える化とあわせて、組織的な位置づけの再確認と活動保障費・活動予算の考え方の見直しを進めます。
- ③ 総代・組合員懇談会では、参加者数の増加と協議の質の向上（生協店舗・事業での実現）を目指し取り組みます。
- ④ 教職員の生協加入の呼びかけを強化していきます。

#### 4. 2028年度までの数値目標

健全な経営の基礎となる「単年度黒字化」を2028年度に実現することを目指します。今後も人件費・物流費等の高騰が続くことが想定される中、単年度黒字化のために年間供給高40億円の実現を目指します。

##### (1) 2025年度

- 供給高 36.9億円超を目指します。
- 食パスの適用範囲拡大を含め食利用の増加を図る（利用率向上）
- 最低賃金+50円上昇を想定します。
- 業務システムの活用模索（利用の最大化と省力化・省人化）。
- 新北部厚生会館 寄附 1,333万円（特別損失）／減価償却費 21,628千円（2024年度 30,320千円）

##### (2) 2026年度

- 供給高 37.9億円超を目指します。
- 食パスの利用拡大をはじめ食利用の増加を図る（利用率向上）
- 2025年11月より、新加入WEB（生協加入UNITZ版+共済加入NNC版）の稼働開始
- モバイル決済の稼働開始（2025年7月～大阪公立大・東北大でパイロット稼働予定）
- 最低賃金+50円上昇を想定します
- 新北部厚生会館 寄附 1,333万円（特別損失）／減価償却費 15,576千円

##### (3) 2027年度

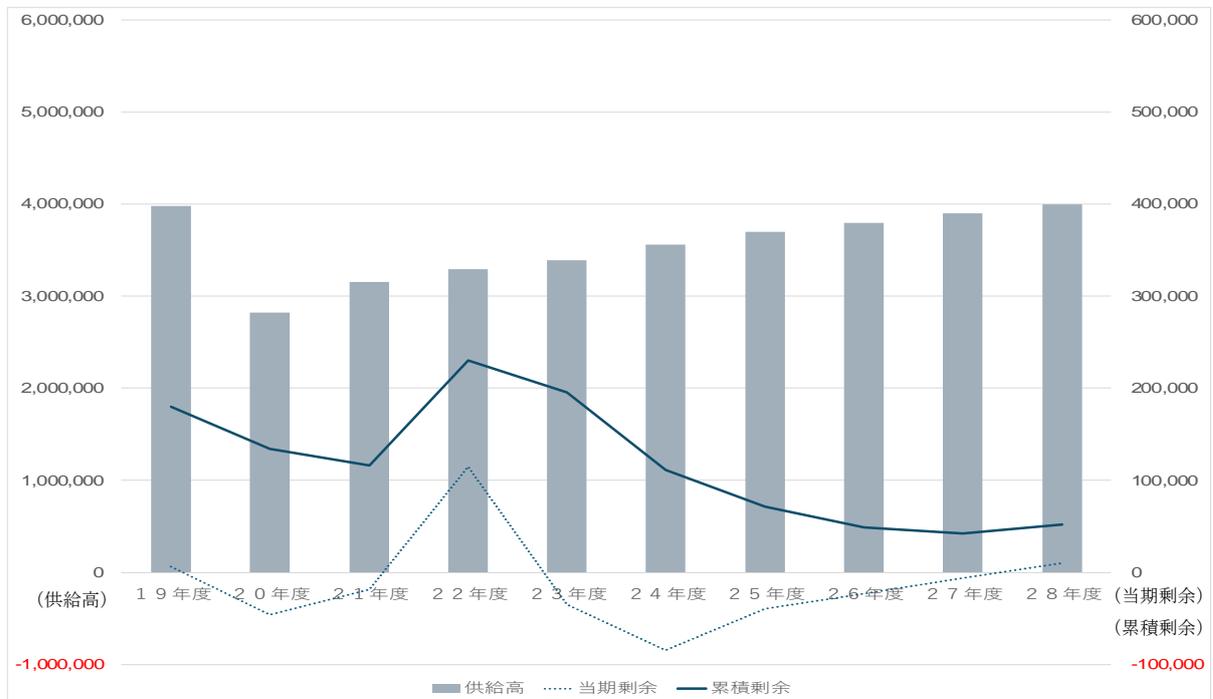
- 供給高 38.9億円超を目指します。
- 食パスの利用拡大をはじめ食利用の増加を図る（利用率向上）
- 最低賃金+50円上昇を想定します。
- 新北部厚生会館 寄附 1,333万円（特別損失）／減価償却費 11,326千円

##### (4) 2028年度

- 事業剰余での黒字化（0.3%）を達成します。
- 供給高 40 億円、事業総剰余 9.6 億円を目指します（2024 年度比+14%）。
- 食パスの利用拡大をはじめ食利用の増加を図る（利用率向上=70%）
- 最低賃金+50 円上昇を想定します。
- 労働分配率 61%、物件費分配率 29%以内の事業構造を構築する。
- 新北部厚生会館 寄附 1,333 万円（特別損失）／減価償却費 8,316 千円 も含め、当期剰余での黒字化を目指す。

(5) 2025～2028 年度 経営数値目標推移

(単位：千円)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
供給高	3,977,180	2,822,841	3,156,314	3,294,581	3,390,735	3,556,721	3,694,088	3,795,039	3,899,049	4,000,000
純供給高	3,927,525	2,777,706	3,118,641	3,260,234	3,353,421	3,519,512	3,652,836	3,745,703	3,848,361	3,948,000
供給剰余	849,342	505,348	620,500	648,175	704,950	736,506	784,465	796,958	818,800	840,000
事業総剰余	925,917	591,692	709,759	741,881	815,581	839,448	884,325	907,014	935,772	960,000
人件費	589,183	473,907	464,203	475,267	501,256	541,878	554,595	564,402	578,202	586,797
物件費 (-分担費)	267,666	194,150	207,761	249,857	339,828	299,791	284,514	278,463	274,213	271,203
分担費	90,366	91,499	70,635	70,910	71,300	83,276	84,850	87,286	89,678	92,000
事業剰余	-21,299	-167,865	-32,840	-54,152	-96,803	-85,497	-39,634	-23,137	-6,321	10,000
経常剰余	30	-142,471	-18,562	-38,890	-88,339	-64,003	-26,124	-8,137	8,679	25,000
当期剰余	6,374	-45,910	-18,353	114,477	-34,914	-84,469	-39,458	-23,137	-6,321	10,000
累積剰余	180,244	134,334	115,981	230,458	195,544	111,075	71,617	48,480	42,159	52,159
事業総剰余率	23.6%	21.3%	22.8%	22.8%	24.3%	23.9%	23.9%	23.9%	24.0%	24.0%
労働分配率	63.6%	80.1%	65.4%	64.1%	61.5%	64.6%	62.7%	62.2%	61.8%	61.1%
物件費率	28.9%	32.8%	29.3%	33.7%	41.7%	35.7%	32.2%	30.7%	29.3%	28.3%
分担比率	9.8%	15.5%	10.0%	9.6%	8.7%	9.9%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%
事業剰余率	-0.5%	-6.0%	-1.1%	-1.7%	-2.9%	-2.4%	-1.1%	-0.6%	-0.2%	0.3%



# 第4号議案

## 監事監査規則改正承認の件

監事監査規則を次の通り改正することを承認します。

### 1. 改正内容

改正案	現行
(全員同意事項) 第12条 次に掲げる事項の決定は、監事全員の同意を得なければならない。 (1)理事の責任の一部免除に関する議案を総代会に提出することに対する同意 (2)組合員による理事(理事であった者を含む、3号及び4号において同じ)の責任を追及する訴えにおいて、組合が被告理事側に補助参加することに対する同意 (3)組合員による理事の責任を追及する訴えにおいて、裁判所から通知された和解内容の承認 (4)組合による理事の責任を追及する訴えにおいて、裁判所から通知された和解内容の承認 (5)各監事の報酬	(全員同意事項) 第12条 次に掲げる事項の決定は、監事全員の同意を得なければならない。 (1)理事の責任の一部免除に関する議案を総代会に提出することに対する同意 (2)組合員による役員 <del>の</del> 責任を追及する訴えにおいて、組合が被告理事側に補助参加することに対する同意 (3)組合員による役員 <del>の</del> 責任を追及する訴えにおいて、裁判所から通知された和解内容の承認 (4)各監事の報酬
(施行期日) 1 この規則は、2008年12月14日から施行する。 1 2022年12月17日一部改正施行する。 1 2025年5月29日一部改正施行する。	(施行期日) 1 この規則は、2008年12月14日から施行する。 1 2022年12月17日一部改正施行する。

### 2. 改正の理由

本条は、監事会において監事全員の同意によって決定すべき事項を列挙していますが、生協が提起した理事・元理事の責任追及訴訟と和解をする場合の手続きに関する規定(生協法第31条の8)が設けられたことを受けて第4号を新設します。

理事・元理事と組合の間の訴訟については監事が組合を代表しますが、その訴訟で和解が成立した場合、和解の効力が組合に及ぶため、同一案件に関して別の監事が別の訴訟で争うことはできなくなります。そうした問題を生じないようにするため、和解にあたっては監事全員の同意が必要とされました。第4号の新設に伴い、関係する号の条文の修正・追記と繰り下げをしています。

なお、本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正を監事に一任します。

# 第5号議案

## 役員報酬決定の件

役員の間年報酬(2025年6月～2026年5月)について、下記の総額の範囲で理事会が定める役員報酬規則に基づいて支給すること、および各役員の間報酬額・支給方法などについては理事会の協議に委ねることを決定いたします。なお、監事は無報酬といたします。

### 役員報酬総額

- |                  |         |
|------------------|---------|
| 1. 理事(26名)の間報酬総額 | 2,400万円 |
| 2. 監事(4名)の間報酬総額  | 0円      |

この金額は、前年度の間総代会で議決した金額より増加しています。  
理事の間報酬額の変更を予定しているためです。

なお、本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正を理事会に一任します。

## 役員選挙の件

生協の役員(理事、監事)の任期は1年ですので、今総代会において選挙を行います。

## 2024年度組合員活動報告

名古屋大学生協の活動は、店舗・食堂等の福利厚生施設の運営ではありません。総代・学生委員会・留学生委員会・教職員委員会による組合員活動を通じ、生協の運営と活動への参加を広げ、学びと交流あふれる名古屋大学づくりに貢献しています。

こちらでは、2024年度（24年3月～25年2月）の活動の報告と2025年度新学期の活動の紹介を行います。

### 1. 学生総代・副総代活動、教職員総代活動をすすめてきました。

#### (1) 学生総代・副総代の活動

- ① 学生総代・副総代は、2024年度は4月でのクラス結成会の際に、1年生各クラスから選出することができました。
- ② 総代 meeting
  - ・総代・副総代が集まる会議です。SS・生活班の活動報告や、生協からのお知らせを中心として毎回様々な取り組みを行っています。
  - ・2024年度の各回の交流テーマは以下の通りです。

#1	4月23日 4月25日	総代活動紹介 生協の紹介とお知らせ
#2	5月9日 5月10日	SS生活班紹介と所属決定、総代会紹介、議案の説明、意見交流会
#3	7月2日	総代会報告、生協からのお知らせ、SS生活班企画
#4	10月28日	おにぎりアクション・生協・学生委員会からのお知らせ
#5	1月15日	総代活動の振り返り、SS・生活班の話し合い、お知らせ

- ③ SS (Shop Supporters) ・生活班活動
  - a. 購買 SS：購買店舗の企画や店舗作りなどを行っています。
    - ・リ・リパック投票企画（6月）  
→リ・リパックの認知度をあげるために、リ・リパックを用いた投票企画を行いました。
    - ・ポッキーの日企画（11月）  
→ポッキー&プリッツの日にちなんで、南部購買・北部購買で抽選会を行いました。南部購買の装飾にも携わりました。
    - ・お菓子の家の企画（12月）  
→購買に入荷した「お菓子の家」を宣伝するために、学生委員でお菓子の家を作って広報を行いました。
  - b. TFT 班：TABLE FOR TWO の取り組みに共感し活動をしています。
    - ・松栄堂コラボメニュー開発・提供（提供は10月～11月）  
→松坂屋名古屋店にある「松栄堂」というレストランで提供する TFT メニューを考案しました。
    - ・おにぎりアクション（10月）  
→「おにぎりアクション」を行いました。具体的には、総代・副総代を含む名大 TFT のメンバーからおにぎりの写真を募集して SNS と特設サイトに投稿し、総代 meeting でもおにぎりを用意して写真を撮りました。
  - c. 書籍 SS：読書推進の活動を行っています。
    - ・読書に関するアンケート（12月、1月）  
→総代・副総代と学生委員から読書に関するアンケート（おすすめの本など）を取り、機関紙「Me~dia」12月号、1月号で記事を執筆しました。

※機関紙の執筆は、購買 SS・食堂 SS も毎号活動報告として行っています。TFT 班も 4 月号, 1 2 月号では執筆しました。書籍 SS は執筆自体が活動の一部になっていたため特筆しています。

d. 食堂 SS : 食堂利用推進のための活動を行っています。

・井 1 グランプリ運営補助 (6 月)

・自炊教室 (1 1 月)

→食堂部主催の自炊教室の運営補助を行いました。具体的には、当日作るメニューの考案、当日の受付などです。

## (2) 教職員総代の活動

### ① 組合員懇談会 (秋)

・2024 年度の結果と、2025 年度の状況報告を行い、生協に対する意見いただき、意見交換を行いました。

・実施エリア

10 月 18 日 グリーンサロン東山

11 月 20 日 IB 館

11 月 22 日 フレンドリィ南部

1 月 29 日 工学部

各回 5 名～8 名のご参加を頂きました。

主に食に関する利用実感からの要望などが出されていきました。

また、学生の教科書の購入状況や今後の学びについてなど意見交流も行われました。

## 2. 機関誌の発行

### (1) 教職員委員会発行「かけはし」



・2024 年度は年間 4 回 (3、5、10、1 月) 発行

・バックナンバーも含め、生協ホームページでご覧いただくことができます。

[https://www.nucoop.jp/coop/coop\\_399.html](https://www.nucoop.jp/coop/coop_399.html)

### (2) 学生委員会発行「Me~dia」



・2024 年度は年間 6 回 (4、6、7、10、12、1 月) 発行

・バックナンバーも含め、生協ホームページでご覧いただくことができます。

[https://www.nucoop.jp/coop/coop\\_768.html](https://www.nucoop.jp/coop/coop_768.html)

## 3. 新入生を温かく迎える活動、新生活準備をサポートする活動を行いました。

### (1) オープンキャンパスのとりくみ

2024 年度も、学生委員中心に新入生対応をすることができました。

<https://sc.coop.nagoya-u.ac.jp/nusc/oc2024/>

#### ① 対談企画

・オープンキャンパス参加者が直接名大生の先輩と対談できる企画を実施しました。受験に関することや、大学での体験談、学部特有のことなど新入生と交流ができました。

- ② キャンパスツアー
  - ・名大生の先輩が引率者となって、名古屋大学東山キャンパスを案内しました。
- ③ クイズラリー
  - ・名大に関するクイズを解きながらキャンパスを巡る企画です。チェックポイントにあるクイズを解いてスタンプを集めた方に、COOP 菓子などの景品をプレゼントしました。
- ④ 名大生手記/資料室【メディア企画】
  - ・参加者の進路選択のため、学生生活や受験生活の内容、およびキャンパスや学内店舗に関する情報をまとめた Web ページを作成しました。
- ⑤ 質問コーナー
  - ・質問を募集し、それに対する回答をホームページで公開しました。

## (2) 学部生新入生歓迎企画

- ① 「名大ことはじめ2025」リーフレット作成
  - ・新入生へお役立ち情報、大学生活のスタートダッシュに必要な情報を掲載したリーフレットを発行しました。
  - ・合格者に発送する「入学準備袋」に封入し、合格者全員にお届けしました。



- ② しんかん冊子
  - 入学準備説明会で配布し、しんかん Web2025 にも掲載。
  - 掲載内容は生協の説明、スーツの着こなし方、英語学習、自動車学校についてなど。
  - 表紙には理事長の原田先生から頂いたコメントを掲載しました。
- ③ 名大一受けたい第二外国語の授業
  - ・語学担当の先生にご協力いただき、それぞれの第二外国語の魅力を先生に語っていただく企画です。
  - ・先生へのインタビューや学生の声、アンケートの結果、実際の発音などを掲載しました。
- ④ 対面交流企画「CONNECT: Now」
  - ・大学という新しい環境に対しての不安を少しでも解消する企画として開催しました。
  - フリートークで新たな仲間と出会い、キャンパスツアーで名古屋大学について知ってもらう企画としました。
  - ・一部日程においては、生協食堂体験も企画しました。
  - ・2月22日、3月18日、19日、20日、21日、22日、23日の7日間開催し、合計333名の新入生が参加しました。



⑤ 履修登録相談会「おいでよ！履修登録の会」

- ・一人で履修登録できるのかな？慣れないパソコンを使えるのかな？そんなふうに不安を持つ新入生に対して、学生委員と一緒に履修登録を行う企画を行いました。
- ・4月2日・3日の2日間で160名の新入生が参加しました。



⑥ 教科書販売等ガイダンス（4月1日）

- ・教科書購入方法や、生協の使い方を伝えるガイダンス企画運営を行いました。学生の視点による店舗紹介も行いました。
- ・98.8%の新入生に参加いただき、資料配付・ガイダンスをスムーズに行うことができました。
- ・新入生交流企画等で「新入生スタッフ」の参加を呼び掛けたところ、14名の1年生に当日スタッフとして参加してもらいました。また、新入生スタッフ同士や上級生との交流の機会としても機能しています。新入生スタッフを対象としたアンケート結果も5段階評価で平均4.86(小数点以下第三位を四捨五入)と好評でした。

#### 4. 「学生総合共済」を軸にした「たすけあい」の輪を広げるとりくみ

---

(1) 大学への報告

- ・年2回開催している「大学・生協懇談会」にて、佐久間副総長（学生支援担当）に対して、共済の給付状況の報告を行っています。

(2) 学生委員会・Me~dia での連載

- ・学生委員会発行の機関紙「Me~dia」にて、毎回「た組通信」という記事を掲載しています。
- ・共済の給付事例や、その時期での健康に関するトピックスを紹介しています。

(3) 自転車無料点検会を開催しました

自転車事故防止を目的として開催しました。

日時：10月25日

場所：工学部2号館駐輪場

参加者：43名



#### 5. 留学生委員会の活動

---

(1) 交流イベント

① 学部対抗ゲーム（5/10）

- ・日本人学生と留学生がゲームを通して気軽に交流できる場を作ることを目的としたイベントです。
- ・日本人学生さんと留学生が参加しグループ内で協力し合いながら、楽しくクイズに挑戦してくれました。17名の参加がありました。

② 名大祭（6/8）

- ・メンバー出身国の伝統的なゲームなどで、異文化交流体験を行うことを目的としたブースを出店しました。
- ・特に世界地図に自分の出身国、訪れたことのある国について豆知識を書き込むブースが人気でした。

- ③ 留学生キャリアセミナー (with ジョブツリージャパン) (7/13)  
留学生に日本で就活するために何から始めるか、またそのプロセスなどを、名古屋大学 G30 の卒業生の体験談を聞きながら考えることを目的としオンラインで開催しました。  
35名の参加
- ④ 全国大学生協留学生委員会(AJISC)インターナショナル・ワークショップ(11/9-10)  
他大学の留学生委員との交流  
・9/14・15には名古屋大学の彩で会議も開催しました。



- ⑤ 10月からは、留学生歓迎会等を通じて、新しいメンバー募集を開始しました。
- ⑥ ハロウィンイベント (11/1)
- ⑦ 名大's ゴッドタレント (11/15)



- ⑧ チャリティーイベント(12/14)  
PCRF への募金をイベントを通して集めるイベントを開催しました。



## (2) 留学生ガイダンスでの通訳

留学生のガイダンス (2024年4月・9月 G30ガイダンス、NUPACE ガイダンス) で生協加入と学生賠償保険、共済保険について説明をしています。生協職員が説明し、それを通訳する形で留学生委員会から協力してもらっています。

## 6. 院生委員会の活動

2024年10月より院生委員会が再開しました。  
院生同士の交流を目的としてアフターハロウィン交流会を行いました。  
日時：11月5日(火) 17時～19時  
場所：Books フロンテ2階  
参加者数 40名  
・学部生で院進学に対する質問をしてくる参加者もいました。



# 決算関係説明書類

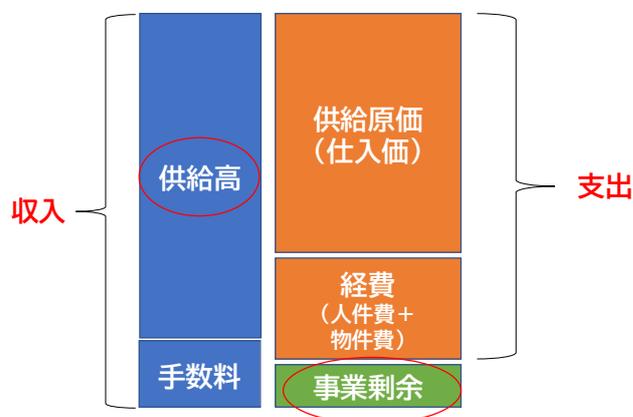
第97回通常総代会

## 損益計算書 (P/L: Profit and Loss Statement)

- 生協の事業年度(2024年3月1日から2025年2月28日)の間の収入と費用の状態を表しています

- 損益計算書の仕組み
  - 収入 - 支出 = 剰余 (or 損失)
  - 支出よりも収入が多ければ「黒字」
  - 収入よりも支出が多ければ「赤字」

- 利用金額 = 「供給高」
- 事業を通じて残した利益 = 「事業剰余」

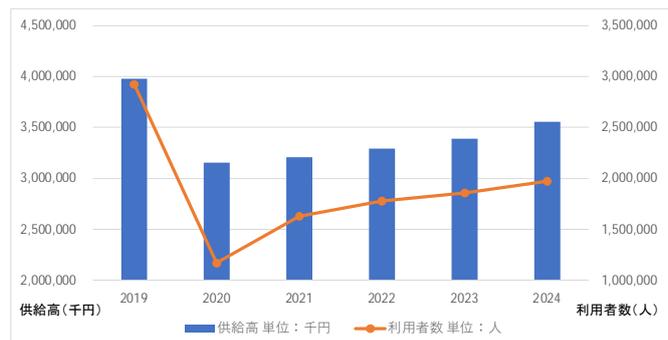
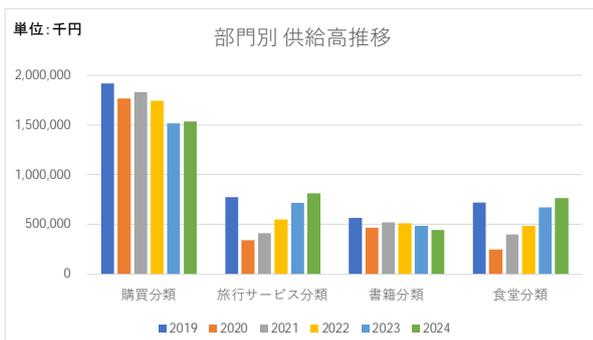


# 損益計算書(P/L:Profit and Loss Statement)

		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2024/2019
供給高	単位:千円	3,977,108	3,156,314	3,208,663	3,294,581	3,390,736	3,556,721	89.4%
利用者数	単位:人	2,923,000	1,169,806	1,628,201	1,778,561	1,858,565	1,972,516	67.5%
供給剰余	単位:千円	849,342	505,348	629,500	648,475	704,950	736,506	86.7%
事業総剰余		925,917	591,692	709,759	741,881	815,582	839,448	90.7%
人件費		589,183	473,907	464,203	475,267	501,256	541,878	92.0%
物件費		358,032	285,649	278,396	320,767	411,129	383,067	107.0%
事業剰余		-21,299	-167,865	-32,840	-54,152	-96,803	-85,497	401.4%
経常剰余		30	-142,471	-18,562	-38,890	-88,339	-64,003	-213343%
当期剰余		6,374	-45,910	-18,353	114,477	-34,915	-85,325	-1338.6%

## 供給高

- 供給高とは1年間ご利用いただいた金額の合計です
  - 2024年度は35億5,672万円でした
    - 前年を1億6,599万円上回りました
  - 年間の利用者数は約197.2万人でした
    - 前年を約11万人上回りました



# 剰余(事業を通じて残った利益)

## (1) 供給剰余

・売上から仕入価を除いた粗利益にあたります



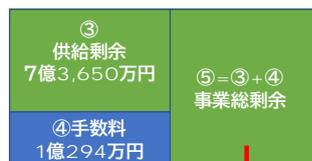
2024年度は7億3,650万円で  
昨年より3,156万円増加しました

## (2) 事業総剰余

・供給剰余に手数料(共済収入・斡旋手数料等)を加えたものです

共済受託手数料 = 2,530万円  
その他手数料 = 7,763万円

・組合員のみなさんの利用によって生み出された剰余(利益)です



2024年度は8億3,944万円で  
昨年より2,387万円増加しました

## (3) 事業剰余

・利用によって生み出された剰余から事業経費を差し引いた剰余です

人件費 = 5億4,187万円  
物件費 = 3億8,306万円

・事業活動で得た剰余となりますが、2024年度は事業経費の方が多いため損失(赤字)となりました



2024年度は▲8,549万円で  
昨年より1,131万円増加(改善)しました

# 剰余(事業を通じて残った利益)

## (4) 経常剰余

・事業活動で得た剰余に事業外の収益と費用を加えた剰余です

・いわゆる経常利益です

- ・事業外収益は預金利息・土地や建物の賃料収入などです
- ・事業外費用は商品廃棄ロス・レジ入金誤差などです



2024年度は▲6,400万円で昨年より2,434万円増加(改善)しました

## (5) 当期剰余

・経常利益に特別利益を加え、特別損失・法人税等を減じた剰余です



2024年度は▲8,532万円で昨年より5,041万円悪化しました

# 貸借対照表(B/S:Balance Sheet)

- 生協の年度末(2025年2月28日)時点資産、負債、資本の状態を表しています
- 資金調達先(負債及び資本)と、その資金をどのような状態で持っているのか(資産)の2つの部で構成されています

	【資産】	【負債及び資本】	
資産 = 生協の財産をどのようなように持っているか	流動資産	流動負債 買掛金(仕入未払金)や短期借入金などがあります →1年以内に返済しないといけない債務です	負債 = 借金 資金調達先
		固定負債 長期借入金(ローン)や退職給与引当金などがあります →1年以上後に支払われる債務です	
	固定資産	出資金 組合員のみなさんからお預かりしている出資金です	資本 = 自前
		剰余金	

# 貸借対照表(B/S:Balance Sheet)

	【資産】	【負債及び資本】	
資産 = 生協の財産	流動資産 10億9,739万円	流動負債 8億6,627万円	負債 = 借金 資金調達先
		固定負債 1億202万円	
	固定資産 4億906万円	出資金 4億3,069万円	資本 = 自前
		剰余金 1億748万円	

- 流動負債の大半は  
「買掛金」：仕入れ先に支払うもの  
→販売されれば現金化  
「前受金」：組合員からの商品購入予約金  
→生協電子マネーチャージ、食堂パスなど
- 出資金は学生数・組合員加入率に大きな変動がないため高いレベルで安定
- 剰余金がプラス  
→創業から積み重ねてきた剰余が黒字

- 多くの生協は土地建物を自前で持っていませんが、名大生協は持っている所以他生協と比較して固定資産は多い

# 貸借対照表(B/S:Balance Sheet)

- **自己資本比率 35.7%**  $= \text{自己資本} \div \text{総資本} \times 100\%$ 
  - 総資本(総資産)のどの程度自己資本で賄われているかを示す指標。自己資本比率が高いほど経営が安定していると判断される。30%以下は問題ありとみなされる。
- **流動比率 126.7%**  $= \text{流動資産} \div \text{流動負債} \times 100\%$ 
  - 流動資産とは1年以内に現金化できる資産で、流動負債とは1年以内に返済すべき負債。これらを比較することで短期的な支払能力を簡易的に判断する指標として使われる。理想値は200%以上、平均120~150%。100%以下であると支払い能力に問題があると判断される可能性がある。
- **長期固定適合率 63.9%**  $= \text{固定資産} \div (\text{自己資本} + \text{固定負債}) \times 100\%$ 
  - 固定資産への投資が、自己資本の枠内とまでいかなくとも、せめて長期的な資本(自己資本と固定負債)の枠内で賄われているかどうかを示す指標。低いほど経営の安全性があるとされる。100%以上であると、固定資産の調達に返済期限が1年以内の流動負債を使用していることになり、資金繰りが厳しいと判断される。

# 名古屋大学消費生活協同組合定款

## 目次

第1章 総則(第1条～第5条)
第2章 組合員及び出資金(第6条～第17条)
第3章 役職員(第18条～第43条)
第4章 総代会及び総会(第44条～第67条)
第5章 事業の執行(第68条～第69条)
第6章 会計(第70条～第82条)
第7章 解散(第83条～第84条)
第8章 雑則(第85条～第87条)
附則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この消費生活協同組合(以下「組合」という。))は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。

### (名称)

第2条 この組合は、名古屋大学消費生活協同組合という。

### (事業)

第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し又は生産して組合員に供給する事業
- (2) 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業
- (3) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- (4) 組合員の生活の共済を図る事業
- (5) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- (6) 組合員のための旅行業法に基づく旅行業に関する事業
- (7) 組合員のための宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業に関する事業
- (8) 前各号の事業に附帯する事業

### (区域)

第4条 この組合の区域は、名古屋大学の職域とする。

### (事務所の所在地)

第5条 この組合は、事務所を愛知県名古屋千種区に置く。

## 第2章 組合員及び出資金

### (組合員の資格)

第6条 この組合の区域内に通学又は勤務する者は、この組合の組合員となることができる。  
2 この組合の区域の付近に住所を有する者又は区域内に勤務していた者がこの組合の事業を利用することを  
適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

### (加入の申込み)

第7条 前条第1項に規定する者は、組合員となろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引き受け  
ようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。  
2 この組合は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。

3 この組合は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。

4 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この組合が第1項の申込みを受理したときに組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

### (加入承認の申請)

第8条 第6条第2項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書をこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金の払込みをしなければならない。

4 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金の払込みをしたときに組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

### (届出の義務)

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

### (自由脱退)

第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 この組合は、組合員が第9条に定める住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。

3 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。

4 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

### (法定脱退)

第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

### (除名)

第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。

- (1) 1年間この組合の事業を利用しないとき。
- (2) 供給物資の代金又は利用料の支払を怠り、催告を受けてもその義務を履行しないとき。
- (3) この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。

2 前項の場合において、この組合は、総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

### (脱退組合員の払戻し請求権)

第13条 脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

(1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額

(2) 第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額

2 この組合は、脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。

3 この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足らないときは、第1項の払戻しを行わない。

### (出資)

第14条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。

2 1組合員の有することのできる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の4分の1とする。

3 組合員は、出資金額の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。

4 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

### (出資1口の金額及びその払込み方法)

第15条 出資1口の金額は、400円とし、全額一時払込みとする。

### (出資口数の増加)

第16条 組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

### (出資口数の減少)

#### 第17条

組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

2 組合員は、その出資口数が組合員の総出資口数の4分の1を超えたときは、4分の1以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。

3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

4 第13条第3項の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。

## 第3章 役職員

### (役員)

第18条 この組合に次の役員を置く。

- (1) 理事 25人以上、30人以内
- (2) 監事 3人以上、5人以内

### (役員選挙)

第19条 役員は、役員選挙規約の定めるところにより、総代会において選挙する。

2 理事は組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内の者を、組合員以外の者のうちから選挙することができる。

3 役員選挙は無記名投票によって行い、投票は、総代1人につき1票とする。

### (役員補充)

第20条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、役員選挙規約の定めるところにより、3箇月以内に補充しなければならない。

(役員任期)

第21条 理事の任期は1年、監事の任期は1年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選を妨げない。  
2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、補充した総代会の日において現に在任する役員任期が終了するときまでとする。  
3 役員任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総代会の終了のときと異なるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、その総代会の終了のときまでとする。  
4 役員が任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員数がその定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。

(役員兼職禁止)

第22条 監事は、次の者と兼ねてはならない。

- (1) この組合の理事又は使用人
- (2) この組合の子会社等(子会社、子法人等及び関連法人等)の取締役又は使用人

(役員責任)

第23条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総代会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。  
2 役員は、その任務を怠ったときは、この組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。  
3 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。  
4 第2項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。  
5 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として、総代会の決議によって免除することができる。  
6 前項の場合には、理事は、同項の総代会において次に掲げる事項を開示しなければならない。  
(1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額  
(2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠  
(3) 責任を免除すべき理由及び免除額  
7 理事は、第2項による理事の責任の免除に関する議案を総代会に提出するときは、各監事の同意を得なければならない。  
8 第5項の決議があった場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金(当該役員が使用人を兼ねていた期間の使用人としての退職手当を含む。)を支給するときは、総代会の承認を受けなければならない。  
9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。  
10 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の取り扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。  
(1) 理事 次に掲げる行為  
イ 法第31条の9第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記載すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録  
ロ 虚偽の登記  
ハ 虚偽の公告  
(2) 監事 監査報告に記載し、又は、記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録  
11 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(理事の自己契約等)

第24条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。  
(1) 理事が自己又は第三者のためにこの組合と取引をしようとするとき。  
(2) この組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。  
(3) 理事が自己又は第三者のためにこの組合の事業の部類に属する取引をしようとするとき。  
2 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員解任)

第25条 総代は、総総代の5分の1以上の連署をもって、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。  
2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの組合に提出しなければならない。  
3 理事長は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総代会に付議し、かつ総代会の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。  
4 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続きをしないときは、監事は総代会を招集しなければならない。

(役員報酬)

第26条 理事及び監事に対する報酬は、総代会の議決をもって定める。この場合において、総代会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。  
2 監事は、総代会において、監事の報酬について意見を述べることができる。  
3 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(代表理事)

第27条 理事会は、理事の中からこの組合を代表する理事(以下、代表理事という。)を選定しなければならない。  
2 代表理事は、この組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(理事長、専務理事及び副理事長、常務理事)

第28条 理事は、理事長1人、専務理事1人を理事会において互選する。また、副理事長若干名、常務理事若干名を理事会において互選することができる。  
2 理事長は、理事会の決定に従ってこの組合の業務を統括する。  
3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序に従ってその職務を代行する。  
4 専務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長及び副理事長に事故があるときは、その職務を代行する。  
5 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐してこの組合の業務の執行を分担し、理事長、副理事長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序に従ってその職務を代行する。  
6 理事は、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

(理事会)

第29条 理事会は、理事をもって組織する。  
2 理事会は、この組合の業務執行を決議し、理事の

職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。  
4 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。  
5 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が寄せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。  
6 理事は3月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。  
7 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(理事会招集手続)

第30条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知(電磁的方法を含む)を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。  
2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(理事会議決事項)

第31条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。  
(1) この組合の財産及び業務の執行に関する重要な事項  
(2) 総会及び総代会の招集並びに総会及び総代会に付議すべき事項  
(3) この組合の財産及び業務の執行のための手続その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項  
を定める規則の設定、変更及び廃止  
(4) 取引金融機関の決定  
(5) 前各号のほか、理事会において必要と認められた事項

(理事会議決方法)

第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。  
2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わる権利を有しない。  
3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときは除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。  
4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

(理事会議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名し、又は記名押印しなければならない。  
2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事はこれに電子署名をしなければならない。

(定款等の備置)

第34条 この組合は、法令に基づき、以下に掲げる書類を主たる事務所に備置置かなければならない。  
(1) 定款  
(2) 規約  
(3) 理事会の議事録  
(4) 総代会の議事録  
(5) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案(以下、「決算関係書類」という。)及び

事業報告書並びにこれらの附属明細書(監査報告を含む。)

2 この組合は、法令の定める事項を記載した組合員名簿を作成し、主たる事務所に備え置かなければならない。

3 この組合は、組合員又はこの組合の債権者(理事会の議事録については、裁判所の許可を得た債権者)から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書面の閲覧又は謄写の請求等があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(監事の職務及び権限)

第35条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めるところにより監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及びこの組合の使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この組合の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の子会社は正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

5 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

6 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

7 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

8 第29条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。

9 監事は、総代会において、監事の解任又は辞任について意見を述べることができる。

10 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総代会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

11 理事長は、前項の者に対し、同項の総代会を招集する旨並びに総代会の日時及び場所を通知しなければならない。

12 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総代会の承認を受けるものとする。

(理事の報告義務)

第36条 理事は、この組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差止め)

第37条 監事は、理事がこの組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(監事の代表権)

第38条 第27条第2項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの組合を代表する。

(1) この組合が、理事又は理事であった者(以下、この条において理事等という。))に対し、又理事等がこの組合に対して訴えを提起する場合

(2) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合

(3) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴

訟告知を受ける場合

(4) この組合が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する組合員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

(組合員による理事の不正行為等の差止め)

第39条 6箇月前から引き続き加入する組合員は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(組合員の調査請求)

第40条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、監事に対し、この組合の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

2 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

(顧問)

第41条 この組合に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。

3 顧問は、この組合の業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものとする。

(職員)

第42条 この組合の職員は、理事長が任免する。

2 職員の服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

(組織委員)

第43条 この組合に組織委員を置くことができる。組織委員は組合員の中から理事長がこれを任免する。

2 組織委員は理事を補佐し、組合の業務に従事する。

3 組織委員の職務、任期等に関する必要な事項は別に規則で定める。

## 第4章 総代会及び総会

(総代会の設置)

第44条 この組合に、総会に代るべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第45条 総代の定数は、150名以上300名以内において総代選挙規約で定める。

(総代の選挙)

第46条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。

(総代の補充)

第47条 総代が欠けた場合におけるその補充については、総代選挙規約の定めるところによる。

(総代の職務執行)

第48条 総代は、組合員の代表として、組合員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

(総代の任期)

第49条 総代の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 総代は、任期満了後であっても後任者の就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(総代名簿)

第50条 理事は、総代の氏名及びその選挙区を記載した総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない。

(通常総代会の招集)

第51条 通常総代会は、毎事業年度終了の日から3箇月以内に招集しなければならない。

(臨時総代会の招集)

第52条 臨時総代会は、必要があるときはいつでも理事会の議決を経て招集できる。ただし、総代がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総代会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。

(総代会の招集者)

第53条 総代会は、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

2 理事長及びその職務を代行する理事がいないとき、又は前条の請求があった場合において、理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

(総代会の招集手続)

第54条 総代会の招集者が総代会を招集する場合には、総代会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。

2 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。

3 前条第2項の規定により監事が総代会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議によらなければならない。

4 総代会を招集するには、総代会の招集者は、その総代会の会日の10日前までに、総代に対して第1項の事項を記載した書面をもって、その通知を発しなければならない。

5 通常総代会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、総代に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書(監査報告を含む)を提供しなければならない。

(総代会提出議案・書類の調査)

第55条 監事は、理事が総代会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総代会に報告しなければならない。

(総代会の会日の延期又は続行の決議)

第56条 総代会の全日は、総代会の議決により、延期し、又は続行することができる。この場合においては、第54条各項の規定は適用しない。

(総代会の議決事項)

第57条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総代会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更及び廃止
- (3) 解散及び合併
- (4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更
- (5) 出資一口の金額の減少
- (6) 事業報告書及び決算関係書類
- (7) 連合会及び他の団体への加入又は脱退

2 この組合は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総代会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。

3 総代会においては、第54条第4項の規定によ

り、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総代会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。

#### (総代会の成立要件)

第58条 総代会は、総代の半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。  
2 前項に規定する数の総代の出席がないときは、理事会は、その総代会の会日から20日以内にさらに総代会を招集することを決定しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

#### (役員の説明義務)

第59条 役員は、総代会において、総代から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。  
(1) 総代が説明を求めた事項が総代会の目的である事項に関しないものである場合。  
(2) その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合。  
(3) 総代が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。ただし、当該総代が総代会の日より相当の期間前に当該事項をこの組合に対して通知した場合又は当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない。  
(4) 総代が説明を求めた事項について説明をすることによりこの組合その他の者(当該総代を除く。)の権利を侵害することとなる場合。  
(5) 総代が当該総代会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合。  
(6) 前各号に掲げる場合のほか、総代が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合。

#### (議決権及び選挙権)

第60条 総代は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

#### (総代会の議決方法)

第61条 総代会の議事は、出席した総代の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。  
2 総代会の議長は、総代会において、出席した総代のうちから、その都度選任する。  
3 議長は、総代として総代会の議決に加わる権利を有しない。  
4 総代会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した総代の数に算入しない。

#### (総代会の特別議決方法)

第62条 次の事項は、総代の3分の2以上の多数で決しなければならない。  
(1) 定款の変更  
(2) 解散及び合併  
(3) 組合員の除名  
(4) 事業の全部の譲渡  
(5) 第23条第5項の規定による役員の実任の免除

#### (議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)

第63条 総代は、第54条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、組合員でなければ代理人となることができない。  
2 前項の規定により、議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。  
3 第1項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行う者は、第54条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否又は選挙しようとする役員の名を書面に明示して、第67条および第19条第1項の規定による規約の定めるところにより、この組合に提出しなければならない。

ころにより、この組合に提出しなければならない。  
4 代理人は、3人以上の総代を代理することができる。  
5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

#### (組合員の発言権)

第64条 組合員は、総代会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、総代の代理人として総代会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。

#### (総代会の議事録)

第65条 総代会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、作成した理事及び議長がこれに署名又は記名押印するものとする。

#### (解散又は合併の議決)

第66条 総代会においてこの組合の解散又は合併の議決があったときは、理事は、当該議決の日から10日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。  
2 前項の議決があった場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から1月以内に行わなければならない。  
3 前項の請求の日から2週間以内に理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。  
4 前2項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

#### (総会及び総代会運営規約)

第67条 この定款に定めるもののほか、総会及び総代会の運営に関し必要な事項は、総会及び総代会運営規約で定める。

## 第5章 事業の執行

#### (事業の利用)

第68条 組合員と同一の世帯に属する者は、この組合の事業の利用については、組合員とみなす。

#### (事業の品目等)

第69条 第3条第1号に規定する生活に必要な物資の品目は、書籍、教育機器、学用品、文房具、電気製品、家具、衣料品、皮革製品、化粧品、日用雑貨品、運動用品、楽器、写真用品、写真処理サービス、コピー、時計、飲料、食料品、書画・切手類、酒、プレイガイド斡旋物資、その他の組合員の日常生活に必要な物資とする。  
2 第3条第2号に規定する生活に有用な協同施設の種類のは、食堂及び喫茶、その他生活に必要な協同施設とする。  
3 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、次に掲げるものとする。  
(1) 日本コープ共済生活協同組合連合会が行う学生総合共済事業、短期生命共済事業及び短期火災共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業

## 第6章 会計

#### (事業年度)

第70条 この組合の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

#### (財務処理)

第71条 この組合は、法令及びこの組合の経理に関する規則の定めるところにより、この組合の財務の処理を行い、決算関係書類及びその附属明細書を作成するものとする。

#### (収支の明示)

第72条 この組合は、この組合が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

#### (法定準備金)

第73条 この組合は、出資総額の2分の1に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金でん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。  
2 前項の規定による法定準備金は、欠損金でん補に充てる場合を除き、取り崩すことができない。

#### (教育事業等繰越金)

第74条 この組合は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第5号に定める事業の費用に充てるために支出するものとする。なお、全部又は一部を組合員の相互の協力の下に地域及びこの組合の区域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることのできる。  
2 前条第1項ただし書の規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

#### (剰余金の割戻し)

第75条 この組合は、剰余金について、組合員の組合事業の利用分量又は払込んだ出資額に応じて組合員に割り戻すことができる。

#### (利用分量に応ずる割戻し)

第76条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し(以下「利用分量割戻し」という。))は、毎事業年度の剰余金について、繰越欠損金をてん補し、第73条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第74条第1項の規定による教育事業等繰越金として繰り越し金額(以下「法定準備金等の金額」という。))を控除した後に、なお残余があるときに行うことができる。  
2 利用分量割戻しは、各事業年度における組合員の組合事業の利用分量に応じて行う。  
3 この組合は、組合事業を利用する組合員に対し、組合事業の利用の都度利用した事業の分量を証する領収書(利用高券・レシート等)を交付するものとする。  
4 この組合は、組合員が利用した組合事業の利用分量の総額がこの組合の事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、利用分量割戻しを行わない。  
5 この組合は、利用分量割戻しを行うこと及び利用分量割戻金の額について総代会の議決があったときは、速やかに利用分量割戻金の利用分量に対する割合及び利用分量割戻金の請求方法を組合員に公告するものとする。  
6 この組合は、利用分量割戻しを行うときは、その割り戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てるものとする。  
7 組合員は、第5項の公告に基づき利用分量割戻金をこの組合に請求しようとするときは、利用分量割戻しを行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までに、第3項の規定により交付を受けた領収書(利用高券・レシート等)を提出してこれをしなければならない。  
8 この組合は、前項の請求があったときは、第6項の規定による利用分量割戻金の積立てを行った事

業年度の翌々事業年度の末日までに、その利用分量割戻金を取り崩して、組合員ごとに前項の規定により提出された領収書(利用高券・レシート等)によって確認した事業の利用分量に応じ、利用分量割戻金を支払うものとする。

9 この組合は、各組合員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合には、第7項の規定にかかわらず、組合員からの利用分量割戻金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。

10 この組合が、前2項の規定により利用分量割戻しを行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により第8項に定める期間内に支払を行うことができなかったときは、当該組合員は、当該期間の末日をもつて利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。

11 この組合は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、第8項に定める期間内に割戻しを行うことができなかった額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。

(出資額に応ずる割戻し)

第77条 払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し(以下「出資配当」という。)は、毎事業年度の剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩額を加算した額について行うことができる。

2 出資配当は、各事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じて行う。

3 出資配当金の額は、払込済出資額につき年1割以内の額とする。

4 この組合は、出資配当を行うこと及び出資配当金の額について総代会の議決があったときは、速やかに出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を組合員に公告するものとする。

5 組合員は、前項の公告に基づき出資配当金をこの組合に請求しようとするときは、出資配当を行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までにこれをしなければならぬ。

6 この組合は、前項の請求があったときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。

7 この組合は、あらかじめ支払方法を明確に定めている場合には、第5項の規定にかかわらず、組合員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。

8 この組合が、前2項の規定により出資配当金の支払を行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により支払を行えなかったときは、第4項に定める総代会の終了の日から2年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該組合員は、出資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

(端数処理)

第78条 前2条の規定による割戻金の額を計算する場合において、組合員ごとの割戻金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他の剰余金処分)

第79条 この組合は、剰余金について、第75条の規定により組合員への割戻しを行った後になお剰余金があるときは、その剰余金を任意に積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(欠損金のてん補)

第80条 この組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充てるものとする。

(投機取引等の禁止)

第81条 この組合は、いかなる名義をもつてするを問わず、この組合の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

(組合員に対する情報開示)

第82条 この組合は、この組合が定める規則により、組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

## 第7章 解散

(解散)

第83条 この組合は、総代会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる事業の成功の不能
  - (2) 合併
  - (3) 破産手続開始の決定
  - (4) 行政庁の解散命令
- 2 この組合は前項の事由によるほか、組合員(第6条第2号の規定による組合員及び第6条第1項による通学する者を除く。)が20人未満になったときは、解散する。
- 3 理事は、この組合が解散(破産による場合を除く。)したときは、遅滞なく組合員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

(残余財産の処分)

第84条 この組合が解散(合併又は破産による場合を除く。)した場合の残余財産(解散のときにおけるこの組合の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。)は、払込済出資額に応じて組合員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総代会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

## 第8章 雑則

(公告の方法)

第85条 この組合の公告は、この組合の事務所の店頭に掲示する方法により行う。

2 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、第1項に規定する方法により行うものとする。

(組合の組合員に対する通知及び催告)

第86条 この組合が、組合員に対してする通知及び催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受けける場所又は連絡先をこの組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。

2 この組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。

(実施規則)

第87条 この定款及び規約に定めるもののほか、この組合の財産及び業務の執行のための手続、その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

2 この組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。

## 附則

(施行期日)

1 この定款は、この組合成立の日から施行する。

- 昭和41年5月21日 一部改定  
昭和43年4月26日 一部改定  
昭和51年5月22日 一部改定  
昭和55年11月22日 一部改定

- 昭和56年5月23日 一部改定  
昭和57年5月29日 一部改定  
昭和58年5月21日 一部改定  
昭和59年5月26日 一部改定  
昭和60年5月25日 一部改定  
昭和63年6月4日 一部改定  
2001年5月25日 一部改定  
2008年5月30日 一部改定  
2011年5月27日 一部改定  
2019年5月24日 一部改定  
2020年5月28日 一部改定  
2021年5月27日 一部改定  
2022年6月6日 一部改正(実施規則)

(実施規則)

- 2 この定款変更は、2008年4月1日施行の改正消費生活協同組合法附則の定めのある場合を除き、定款改定の認可日より実施する。
- 3 第18条 役員の定数は、定款認可後に行われる次期役員選挙から適用する。
- 4 この定款は、愛知県知事の認可を受けた日(2022年6月6日)から施行し、2022年10月1日から適用する

(付帯事項)

(昭和60年5月総代会決定)

1. 事業規模の拡大に伴って必要となる自己資金を強化するため今後、10口4,000円を新1口とし、
  2. 加入に際しての基準額を新4口16,000円とする。また、基準額に満たない組合員にも増資を呼びかけ、計画的な基準達成をめざす。(2000年5月総代会決定)
1. 加入に際しての基準額を新 5 口 20,000 円とする。

附則

1. この定款の一部改正(2024年5月23日総代会で議決)は、愛知県知事の認可の日から施行する。(2024年5月29日認可)

# 総会及び総代会運営規約

## (総則)

第1条 この規約は、定款第67条に基づき、名古屋大学消費生活協同組合（以下、「組合」という。）の総会及び総代会の運営について定める。  
2 法令、定款及びこの規約に定めがないときは、そのつど総代会で定める。  
3 法令、定款、この規約及び総代会で定めた事項のほかは議長が決する。

## (資格確認)

第2条 総代会に出席する総代は、総代会会場の受付で、組合が定める方法によりその資格の確認を受け、総代証の交付を受けるものとする。  
2 定款第63条の定めにより総代から委任を受けた代理人は、総代会会場の受付でその総代が署名又は記名押印した委任状を組合に提出し、資格の確認を受け、組合から代理人証の交付を受ける。ただし、代理人が代理できるのは総代2人までとする。

## (議決権及び選挙権の書面による行使)

第3条 定款第63条の定めにより総代が書面により議決権及び選挙権を行使する場合には、次のものを総代会の開会までに組合に提出するものとする。  
(1) あらかじめ通知のあった事項について賛否を明示し、総代が署名又は記名押印した書面（以下、「書面議決書」という。）  
(2) 選挙しようとする役員の名を明示した無記名の書面を、総代が署名又は記名押印した封筒に入れたもの  
第10条第2項に基づき退場する総代又は代理人が前項第1号又は第2号に定めるものを提出したときは、前項の定めにかかわらず、これを有効なものとして取り扱う。

## (傍聴)

第4条 組合員は、組合が定めるところにより、傍聴者証の交付を受けて総代会を傍聴することができる。

## (資格審査委員会)

第5条 理事長は前三条に関する確認を円滑に行うため、役職員若干名で構成する資格審査委員会を置くことができる。

## (開会)

第6条 出席者が定款第58条に定める成立要件に達したとき、理事長はその数を報告して開会を宣言する。ただし、監事が招集した総代会では、監事がこれを行う。

## (議長)

第7条 理事は、総代会にはかつて、出席した総代の中から議長1人を選出する。  
2 前項の選出に際し選挙を行う場合は、拍手、挙手又は投票による。  
3 議長は、総代会の秩序を保ち円滑に運営する。

## (書記)

第8条 議長は、議事の開始にあたり議場にはかつて書記若干名を指名する。

## (議事運営委員)

第9条 議長は、役職員、総代の中から議事運営委員を指名し、議事日程の提案、発言通告の受理、その他議事運営に必要な助言と事務を行わせることができる。

## (退場の制限等)

第10条 出席者は議長の定めた席につき、会議中みだりに席を離れてはならない。  
2 出席した総代又は代理人が、総代会の終了前に退場するときは、議長又は議事運営委員の許可を得なければならない。  
3 総代会の出席者が退場したことによって成立要件に欠けることになったときは、議長はこのことを総代会に報告する。

## (発言)

第11条 議長は、発言方法及び発言時間を総代会にはかつて定める。  
2 発言者は、議長の許可を得て、所属及び氏名を告げてから発言する。  
3 傍聴する組合員は、議長の許可を得て発言できない。

4 議長は、総代会にはかつて、関係者を出席させ発言を求めることができる。  
5 議長は、総代会の運営上必要と判断したとき、発言を停止させることができる。

## (質問に対する説明)

第12条 総代は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。  
2 総代の質問に対する説明は、議案に関する質問については理事長又はその指名した理事が、監査に関する質問については監事が行う。ただし、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する説明を拒むことができる。  
(1) 質問が総代会の目的である事項に関しないものである場合  
(2) 説明により組合員の共同の利益を著しく害する場合  
(3) 調査を要するため、直ちに説明することが困難である場合  
(4) 説明により、組合又は第三者の権利を侵害することとなる場合  
(5) 総代が実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合  
(6) その他正当な理由がある場合  
3 理事又は監事は、議長の許可を得て職員等の補助者に説明させることができる。

## (議事進行に関する動議)

第13条 総代は、討論の続行と終結、総代会の続行と延期、議長不信任など議事進行に関する事項について、総代10人以上（自分を含む。）の賛同を得て、文書又は口頭で議長に動議を提出することができる。  
2 前項の動議の提出があったときは、議長は動議の提出者から総代会に対してその動議の趣旨を説明させたのち表決に付する。ただし、議長の不信任動議を除き、議事運営上適切でない認められるときは、議長の判断により動議を却下することができる。  
3 第1項の動議は、出席した総代の議決権（代理人による議決権を含み、議長は出席した総代の数に参入しない。）の過半数の賛成で議決する。ただし、書面による出席者はこの議決に関して欠席したものとみなす。

## (修正動議)

第14条 総代が、付議された議案を修正する動議（以下、「修正動議」という。）を提出する場合には、総代10人以上（自分を含む。）の賛同を得て、文書で理事長に届け出るものとする。  
2 前項の要件を満たす修正動議の提出があった場合には、議長はその動議について審議に付さなければならない。  
3 前二項の定めにかかわらず、総代は、総代10人以上（自分を含む。）の賛同を得て、総代会において文書で議長に修正動議を提出することができる。  
4 前項の修正動議の提出があった場合、議長は総代会に議題としてとりあげるかどうかをはかり、その修正動議を提出した総代（賛同した者を含む。）のほか10人以上の総代が議題としてとりあげることを支持したとき、議長はその修正動議について審議に付すものとする。  
5 議長は、修正動議を審議に付したときは、表決に当たりまず修正動議につきこれを決するものとし、2つ以上の修正動議があるときは、その趣旨が原案ともっとも異なるものから順次表決するものとする。  
6 修正動議の提出者は、その修正動議が審議に付された後でも、これを修正又は撤回できる。ただし、議長が修正又は撤回を拒んだときはこの限りでない。  
7 修正動議は、出席した総代の議決権（書面又は代理人による議決権を含み、議長は出席した総代の数に参入しない。）の過半数の賛成で議決する。  
8 修正動議を表決する場合には、書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権したものとみなす。

## (緊急動議)

第15条 総代は、定款第57条に基づき、定款の定める総代会の議決事項以外の事項であって、軽微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができる。  
2 前項に定める動議（以下、「緊急動議」という。）については、前条第3項及び第4項の定めを準用する。

3 緊急動議は、出席した総代の議決権（議長は出席した総代の数に参入しない。）の過半数の賛成で議決する。ただし、書面又は代理人による出席者はこの議決に関して欠席したものとみなす。  
4 前項の場合において、その動議に関し出席した総代の人数が第6条に定める成立要件を満たさないときは、議長はその緊急動議を審議又は表決に付すことができない。

## (一事不再議)

第16条 否決又は撤回された議案及び動議は、同じ総代会で再び提案できない。

## (特別委員会)

第17条 総代会で特に必要と認めるときは、特別委員会を設けて、議案その他の事項の審議を行わせることができる。  
2 前項の委員は総代会で選任し、委員は委員長を選出する。  
3 委員長は、審議の経過及び結果を総代会に報告する。  
4 議長は、特別委員会の報告を受けて必要があるときは、表決に付さなければならない。

## (総代会の打ち切り、延期及び続行)

第18条 総代会は、総代会の議決により打ち切り、延期し、又は続行することができる。

## (討論の終結)

第19条 議長が議案の表決を行うことを宣言した後は、議案についての発言をすることができない。

## (表決の方法)

第20条 表決は挙手、起立、投票のいずれかの方法によるものとし、そのつど議長が定める。  
2 議長は、表決にあたって議場の閉鎖を宣言し、総代会の成立の状況を確認するものとする。  
3 総代及び代理人は、総代証又は代理人証を明示して議長の採決に応じなければならない。  
4 棄権した者の数及び表示された議決権行使の意思内容が不明である者の数は、出席した総代の議決権数に算入する。

## (表決結果の宣言)

第21条 議長は、前条第3項による賛否等に書面議決書による賛否等を加えて、表決の結果を宣言しなければならない。  
2 前項の場合において、議長はその議題の議決に必要な賛成数を充足していること又は充足していないことを宣言すれば足り、賛否等の数を宣言することを要しない。

## (秩序の保持)

第22条 総代会の議事運営は、すべて議長が指示する。  
2 議長は、無断で発言した者又は議事妨害になる行為をした者に、退場を命じることができる。  
3 議長は、議事運営のために必要と判断したときは、議場を閉鎖できる。

## (規定の準用)

第23条 この規約は、総会の運営について準用する。この場合において、第2条中「総代2人まで」とあるのは「組合員9人まで」と、第13条及び第14条中「総代10人以上」とあるのは「組合員30人以上」と読み替えるものとする。

## (改廃)

第24条 この規約の改廃は、総代会の議決による。

## (施行期日)

1 この規約は、組合成立の日から施行する。  
1 2009年5月29日一部改正・施行する。  
1 2012年5月25日一部改正・施行する。  
1 2024年5月23日一部改正・施行する。

# 役員選挙規約

(目的)

第1条 この規約は、消費生活協同組合法（以下、「生協法」という。）及び定款に基づき、名古屋大学消費生活協同組合（以下、「組合」という。）の役員選挙と補充について定める。

(選挙区と定数)

第2条 役員選挙区及び選挙区ごとの定数は、定款第18条の定める範囲内において理事会で定める。

(不適格者)

第3条 生協法の規定により役員となることができない者のほか、破産手続き開始の決定を受け、復権していないものは役員としての被選挙権を有しない。

(役員選挙管理委員会)

第4条 理事長は、役員選挙を管理運営するために、理事会の承認を得て、役員選挙管理委員を任命する。  
2 役員選挙管理委員は、組合員（役職員である者を含む、以下同じ。）の中から3人以上5人以内をもって構成する。  
3 委員の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。  
4 役員選挙管理委員は、役員選挙管理委員会を構成すし、役員選挙管理委員会は委員の中から委員長1人を互選する。  
5 役員選挙管理委員会は委員の半数以上の出席により成立し、委員会の議事は出席した委員の3分の2以上の多数で決する。  
6 役員選挙管理委員長は、この規約の定めるところにより役員選挙を管理運営し、その経過及び結果等を理事会及び総代会に報告するほか、必要な公告を行う。

(被選挙権)

第5条 役員選挙の被選挙権を持ち立候補できる者は、第7条による公告がされた日に組合員である者とする。ただし、生協職員として採用されたことにより組合員資格を持って組合員となっている者は、理事会の推薦を得た場合を除き、候補者となることができない。  
2 役員選挙管理委員は、候補者となることができない。ただし、役員選挙管理委員を辞任したときはこの限りでない。

(選挙の手順)

第6条 任期満了に伴う役員選挙は、その選挙を行う通常総代会の会日の28日前までに選挙実施の公告を行い、総代会において選挙し、総代会において当選を確認する。  
2 前項及び次条の具体的な日程については役員選挙管理委員会が定める。

(選挙実施の公告)

第7条 選挙実施の公告には次の事項を記載する。  
(1) 理事及び監事ごとの選挙区と定数  
(2) 候補者の受付期間と手続き方法  
(3) その他必要な事項  
2 前項第2号の受付期間の終了日は、前項の公告の日から5日（ただし、土・日・祝日は含まない。）以上経過した日であることを要する。

(立候補の届出)

第8条 理事又は監事に立候補しようとする組合員は、公告された受付期間中に、役員選挙管理委員長の定めた用紙（以下、「所定の用紙」という。）に必要な事項を記入し、役員選挙管理委員長に届け出なければならない。

(重複立候補の禁止)

第9条 組合員は、理事と監事に同時に立候補し、又は異なる選挙区で同時に立候補することができない。

(理事会による推薦)

第10条 理事会は、組合員又は組合員以外の者の中から、理事及び監事の候補者を、本人の同意を得て、第2条により定めた定数の範囲内で推薦することができる。ただし、理事については、定款に定める理事の定数の下限の3分の1を超えて組合員以外の者を推薦することはできない。

2 理事会は、第8条により立候補した組合員を、その組合員の同意を得て推薦することができる。  
3 前2項の推薦は、理事会の議決により決する。ただし、理事会が監事候補者の推薦をするときは、監事の意見を聞いて行うよう努めるものとする。  
4 第1項の推薦を得て候補となる者は、公告された受付期間中に所定の用紙に必要な事項を記入し、推薦受諾の旨を役員選挙管理委員長に届け出るものとする。ただし、その届け出が遅れることにつき正当な理由があるときは、役員選挙管理委員長の承認を得て、受付期間終了後すみやかに届け出ることができる。

(選挙運動)

第11条 選挙運動は、役員選挙管理委員会の指示に従って行うことを要する。  
2 選挙運動を行うにあたり、前項による役員選挙管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、役員選挙管理委員会の裁定に従わなければならない。

(選挙)

第12条 選挙は、総代会において行う。  
2 総代会に出席した総代（第14条の書面投票により参加する総代及び委任により参加する総代を含む、以下同じ。）は、すべての選挙区の選挙に投票するものとし、投票は総代1人につき1票とする。  
3 投票は、選挙区ごとに、無記名連記制により行う。  
4 候補者が定数内の選挙区については信任投票を行う。

(当選者の決定)

第13条 候補者が定数を上回る選挙区については、当選の決定は有効投票の多数の順による。ただし、当選最下位者の得票数が同数のときは、抽選により当選者を決定する。  
2 前条第4項の信任投票を行った選挙区については、総代会に出席した総代の過半数の信任を得た者を当選者とする。

(書面投票)

第14条 定款第63条に定める書面による選挙権の行使は、選挙しようとする役員の名を明示した書面（ただし、役員選挙管理委員長が作成した用紙であることを要する。）を封筒に封入し、封筒に署名又は記名押印して、総代会の開会までに役員選挙管理委員長に提出して行う。  
2 前項の定めにかかわらず、総代会の途中で退席する総代（総代から委任を受けた者を含む。）は、退席後に行使すべき選挙権について書面をもって行うことができる。

(無効投票)

第15条 次の投票は無効とする。  
(1) 所定の用紙を用いないもの  
(2) 定められた投票方法に違反したもの

(立候補又は推薦受諾の取消し)

第16条 候補者となった者は、当選者が確定するまでの間、役員選挙管理委員長に通知することにより、いつでも立候補又は推薦受諾を取消すことができる。  
2 前項の取消しがされた場合、すでに行われた書面投票の準備・投票等は、その者に関する部分のみ行われなかったものとみなす。

(総代会への報告と公告)

第17条 役員選挙管理委員長は、役員選挙の結果を総代会に報告し、公告する。

(就任辞退)

第18条 当選した役員が就任を辞退したとき、又は役員資格喪失等により役員に就任しなかったときは、役員選挙管理委員会の決定により次点者を当選者とし、この旨を役員選挙管理委員長が公告する。

(就任)

第19条 通常総代会で当選した者は、その通常総代会が終了したときに役員に就任する。

(総代が役員に就任した場合の措置)

第20条 総代が役員に就任したときは、その就任のときに総代を退任するものとする。

(異議申し立て)

第21条 選挙に関する異議は、総代会において役員選挙結果が報告されてからその総代会が終了するときまでの間に、役員選挙管理委員長に対して書面又は口頭で行う。  
2 異議の裁定は役員選挙管理委員会において決し、総代会が終了するときまでに異議申立人に通知する。  
3 裁定の結果が特定の候補者の当選を無効とすべきものであるときは、役員選挙管理委員会はその当選を無効とし、次点者を順次繰り上げて当選者とする。  
4 裁定の結果が当該選挙区又は全選挙区の選挙を無効とすべきものであるときは、役員選挙管理委員長の提案に基づき総代会で定めるところによる。

(補充選挙等)

第22条 総代会の選挙の結果、当選する理事又は監事の人数が、定款に定める各役員の人数の下限に満たないときは、理事長はその総代会又は臨時総代会において、補充選挙を行わなければならない。  
2 前項の場合でその補充が臨時総代会で行われるときは、任期の満了によって退任した理事の全員又は監事全員は、臨時総代会で後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。  
3 就任した役員が辞任等によって退任した場合において、理事又は監事の人数が、定款に定める定数の下限から、その下限の人数の5分の1を超えて欠くに至ったときは、次の通常総代会の日までに3ヶ月以上の期間があるときは、理事長は臨時総代会を招集し、その状態になったときから3ヶ月以内に補充しなければならない。  
4 就任した役員が辞任等によって退任した場合において、理事又は監事の人数が、定款に定める定数の下限を欠くに至ったときは、その退任した理事又は監事は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。  
5 第1項及び第3項の定めにかかわらず、理事会が必要であると議決したときは、理事長は臨時総代会を招集し、役員を補充することができる。

(補充選挙の方法)

第23条 補充選挙を行うときは、前各条を準用する。

(細目)

第24条 役員選挙に関する細目並びに法令、定款及びこの規約に定めがない事項の取扱いは、役員選挙管理委員会が決する。

(改廃)

第25条 この規約の改廃は、総代会の議決による。

(施行期日)

1 この規約は、組合成立の日から施行する  
1 2009年5月29日一部改正・施行する。  
1 2012年5月25日一部改正・施行する。  
1 2020年5月27日一部改正・施行する。





